



県章

山形県公報

平成27年3月31日(火)

第2634号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県公有財産規則の一部を改正する規則……………(管財課) ……478
- 山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……479
- 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……同
- 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……480
- 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……481
- 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……482
- 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……483

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……484
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部改正……………(農業技術環境課) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(同) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……486
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県県民の森の利用日及び利用時間……………(村山総合支庁森林整備課) ……同
- 山形県県民の森の利用料金……………(同) ……487
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……488
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……489
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 眺望景観資産の指定……………(県土利用政策課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……490
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 港湾計画の変更の概要……………(空港港湾課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……491

- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同
- 昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正……………（同）…492

教育委員会関係

規則

- 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則……………495
- 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則……………同

人事委員会関係

規則

- 山形県人事委員会規則4-4（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に
関する規則）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則
（平成27年3月24日）の一部を改正する規則……………496

海区漁業調整委員会関係

指示

- 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域……………同

企業局関係

規程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………497

公告

- 行政監査の結果の公表……………（監査委員）…同

規則

山形県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第26号

山形県公有財産管理規則の一部を改正する規則

山形県公有財産管理規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育委員会教育長」を「教育委員会理事」に改め、同条第2号中「警察本部会計課長」を「警察本部施設装備課長」に改める。

第9条中「教育長」を「教育委員会理事」に改め、同条第2号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

附則

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営

に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）は、同日から施行する。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 日本海総合病院救命救急センター

第9条中「第16条」を「第17条」に改める。

第15条第3号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第4条第1項」を「第3条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

別表第1項中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改め、同表第5項中「若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項」を削り、同表第6項中「指定介護予防サービス」を「同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（次項及び第8項において「指定介護予防サービス」という。）」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改め、同表第7項中「若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）」を削り、「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同表第8項中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に、「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に、「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同表第9項中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同表第10項中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同表第11項中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改め、同表第12項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同表第13項中「（重度障害者等包括支援）」を「、重度障害者等包括支援」に改め、「において提供されるものを含む。」を削り、同項を同表第14項とし、同表第12項の次に次の1項を加える。

13 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に係る経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の提供に当たる訪問介護員等（介護保険法施行規則等の

一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。）については、この規則による改正前の山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第5項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 旧介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の提供に当たる介護職員については、旧規則別表第7項の規定は、なおその効力を有する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第141条」を「第131条第1項」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第137条」を「第125条第1項」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう」に改め、同条第9項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（次項及び第15条第3項において「指定特定施設入居者生活介護等」という。）を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホーム」に改める。

第15条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームであって、第6条第1項第3号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第35条に次の5項を加える。

- 11 地域密着型特別養護老人ホームに山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
- 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第71号）第22条第1項に規定する地域密着型特別養護老人ホームに山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第19号）附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例の規定による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）第62条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所が併設される場合における改正後の第35条第12項の規定の適用

については、同項中「指定通所介護事業所」とあるのは「指定通所介護事業所若しくは山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第19号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例の規定による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第62条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」とする。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項及び第8項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士、言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第12条第1号に規定する訪問介護計画をいう。）その他の指定居宅サービス等基準条例に規定する計画の提出を求めること。

第11条第1項に次の1号を加える。

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

第11条第2項中「第11号」を「第12号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(2)聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能の状態及び所見の項中「2 平衡機能障害の状

「

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無
 態及び所見」を (注) 2級と診断する場合、該当するものを○で囲むこと。 に改める。

2 平衡機能障害の状態及び所見

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,110円」を「4,900円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「5,440円」を「5,330円」に改め、同号ハを同号ロとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第365号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市、東置賜郡高島町及び同郡川西町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社フジミ電機	ホームケアサービス笑顔 新庄市大字福田711番地73	訪問介護	平成27. 3. 31

山形県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社紫苑	ケアプラン紫苑 新庄市大町1番15号	居宅介護支援	平成27. 3. 31

山形県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社フジミ電機	ホームケアサービス笑顔 新庄市大字福田711番地73	介護予防訪問介護	平成27. 3. 31

山形県告示第369号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めた。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称
山形市第一種大規模小売店舗立地法特例区域
- 2 区域
山形市十日町二丁目20番、20番1、21番、24番1、25番1、26番1、26番2、26番3、27番1、45番、45番1、46番4、46番8及び67番5並びに同市小姓町字東前146番1

山形県告示第370号

昭和41年4月県告示第421号（山形県農作物奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項コシヒカリ（平成19年）の項を削る。

山形県告示第371号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項ササニシキ（平成16年）の項及び里のゆき（平成20年）の項を削り、1 水稻の項に次の4項を加える。

コシヒカリ（平成27年）

新潟県立農事試験場（現新潟県農業試験場）において、農林22号を母とし、農林1号を父として交配し、福井県立農事試験場（現福井県農業試験場）において選抜し、育成した品種である。

出穂期は、はえぬきより8日程度遅い晩生種であり、長稈、中間型で、耐倒伏性は弱い。

葉いもち及び穂いもち抵抗性は弱く、耐冷性は極めて強く、穂発芽性は中である。

収量性ははえぬきより低く、玄米の色沢はやや濃く、食味は良好である。

平坦地帯で、生育期の気温が十分に確保できる地域に適する。

出羽きらり（でわきらり）（平成27年）

山形県立農業試験場庄内支場（現農業総合研究センター水田農業試験場）において、山形75号を母とし、奥羽366号（ちゅらひかり）を父として交配して育成した品種である。

出穂期及び成熟期ともにはえぬき並みで、中生の晩である。ひとめぼれ並みの中稈で、耐倒伏性はひとめぼれより強い中であり、収量性ははえぬきに優る。葉いもち抵抗性はやや強く、穂いもち抵抗性は極めて強く、耐冷性は強く、穂発芽性はやや易である。

大粒、多収で酒造適性がある。

県内平坦部に適する。

山形酒104号（やまがたさけひやくよんごう）（平成27年）

山形県立農業試験場庄内支場（現農業総合研究センター水田農業試験場）において、庄酒2560（出羽の里）を母とし、蔵の華を父として交配して育成した品種である。

出穂期、成熟期ともに出羽燦々より1日程度早い中生の品種である。出羽燦々より短い中稈で、耐倒伏性は出羽燦々並みの中である。葉いもち抵抗性はやや弱く、穂いもち抵抗性はやや強く、耐冷性は中であり、穂発芽性はやや難である。

収量性は出羽燦々より優り、外観品質は並みからやや優る。出羽燦々より心白発現率はやや高く、心白率、搗精試験における砕米率が並みであり、大吟醸酒用として好適である。

県内平坦地帯から中山間地帯に適する。

山形112号（やまがたひやくじゅうにごう）（平成27年）

山形県立農業試験場庄内支場（現農業総合研究センター水田農業試験場）において、山形80号を母とし、山形90号を父として交配して育成した品種である。

出穂期、成熟期ともにはえぬき並みで中生の晩である。はえぬき並みの短稈で、耐倒伏性ははえぬき並みの強である。葉いもち抵抗性はやや強く、穂いもち抵抗性は強く、耐冷性はやや強く、穂発芽性はやや難である。千粒重がはえぬきより重く、収量性はやや優る。

高温耐性がはえぬきよりやや強く、玄米品質ははえぬきに優る。また、炊飯光沢、外観、粘りが優れ、食味ははえぬきを上回る。

県内平坦地に適する。

- 47 大豆の項に次の1項を加える。

シュウリュウ（平成27年）

平成13年に東北農業研究センターにおいて、東北143号を母とし、刈系675号を父として交配して育成した品種である。

成熟期はリュウホウ並みの早生、百粒重もリュウホウ並みで、粒大は大の小到に位置付けられるが、収量はリュウホウに優る。品質はしわ粒などの障害粒の発生が少なく、またウイルス病の抵抗性が強いことから褐斑粒の発生が少ないなど外観品質はリュウホウを上回る。

県内一円に適する。

- 49 えだまめ（大豆）の項に次の1項を加える。

湯あがり娘（ゆあがりむすめ）（平成27年）

カネコ種苗株式会社において育成した品種である。

収穫期は8月上中旬の中生の早である。

シヨ糖含有量が多く、茶豆のような芳香を持ち食味が良い。

3粒莢が多く、商品率が高い多収性の品種で、機械収穫時の作業性に優れる。

県内一円に適する。

55 ねぎの項の次に次の1項を加える。

56 そば

山形そば5号（やまがたそばごごう）（平成27年）

平成20年に山形県農業総合研究センターにおいて、でわかおりを母とし、常陸秋そばを父として交配して育成した品種である。

開花期はでわかおりより1日程度遅く、成熟期は5日程度遅い^{おくて}晩生である。

草型は主茎長や茎径がでわかおりを上回り、収量も上回る。1リットル当たりの容積重は600g程度で、最上早生、でわかおりの中間である。

そば粉の色調はでわかおりより明るく、緑が強い。

県内一円に適する。

山形県告示第372号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11380490009	牛	黒毛和種	神 室 栄	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第373号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	下 九 野 本 地 区	平成27年3月20日

山形県告示第374号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から7月1日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月1日から7月19日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後5時まで
	7月20日から8月31日までの日	午前9時から午後5時まで
	9月1日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
野営場	7月1日から9月30日までの日	宿泊を伴わない利用にあっては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあっては午前10時から翌日の午前10時まで

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第375号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		一 般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個 人	無料	無料
	団 体	無料	無料

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市三本松915番2から 同 関根字下原836番1まで	旧	15.1メートル } 7.5	380メートル
上山市三本松915番1から 同 関根字下原836番1まで	新	27.3メートル } 13.9	同 上

山形県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大野目三丁目14番から 同 千石80番まで	旧	25.0メートル } 7.8	1,423メートル
山形市穂積80番1から 同 千石80番まで		49.0メートル } 11.0	1,794メートル
山形市大野目三丁目14番から 同 浜崎11番7まで	新	24.0メートル } 7.8	312メートル
山形市大野目三丁目14番から 同 千石80番まで		49.0メートル } 9.0	1,921メートル

山形県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市三本松915番2から
同 関根字下原836番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月31日

山形県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大野目四丁目83番1から
同 穂積80番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月31日

山形県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字月山堂890番1から 同 896番3まで	旧	18.4メートル } 9.2	メートル } 191
同 上		38.6メートル } 11.0	メートル } 270
同 上	新	38.6メートル } 11.0	同 上

山形県告示第381号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日
平成27年3月17日
- 2 名称
大山公園～尾浦八景～からの自然と市街地と庄内平野をとりまく山々の眺め
- 3 視点
北緯38度45分12秒、東経139度45分34秒（大山公園（尾浦八景））
北緯38度45分12秒、東経139度45分45秒（同上）
北緯38度45分13秒、東経139度45分39秒（同上）
北緯38度45分14秒、東経139度45分30秒（同上）
北緯38度45分14秒、東経139度45分37秒（同上）
北緯38度45分15秒、東経139度45分42秒（同上）
北緯38度45分17秒、東経139度45分46秒（同上）
北緯38度45分19秒、東経139度45分48秒（同上）
- 4 主たる対象物
大山市街地及び庄内平野とそれらをとりまく山々

山形県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 東根都市計画下水道
 - (2) 名 称 東根公共下水道
- 2 縦覧の場所
 - 県土整備部都市計画課

山形県告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
 - 東根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 東根都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 東根公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
 - 設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
 - 昭和51年9月22日から平成33年3月31日まで

山形県告示第384号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成27年3月31日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更の概要
 - 平成18年7月県告示第757号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、次のとおり変更した。
 - (1) 港湾の環境の整備及び保全
 - イ 廃棄物処理計画
 - 海面処分・活用用地

地 区 名	処分容量 (万立方メートル)	面積 (ヘクタール)	変更の内容
外港地区	400	41	既定計画の変更計画

- ロ 港湾環境整備施設計画
 - 緑地

地 区 名	面 積 (ヘクタール)	変更の内容
外港地区	7	既定計画の変更計画

(2) 土地造成計画及び土地利用計画
土地利用計画

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
外港地区	16	埠頭用地
	15	港湾関連用地
	48	工業用地
	8	交通機能用地
	57	緑地
	5	公共用地
	0	海面処分用地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課

山形県告示第385号

次の開発行為は、完了した。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成26年11月26日 指令村総建第232号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡西川町大字睦合字五百刈丙138番2、丙138番4、丙143番2、丙145番1の一部、丙147番1、丙154番3、丙156番1、丙138番2地先、丙138番4地先、丙145番1地先、丙156番1地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1 株式会社薬王堂

山形県告示第386号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第10条中「歳入」を「歳入若しくは歳入歳出外現金」に改める。

第11条及び別表第8中「及び寡婦福祉資金」を「、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改める。

様式第2号の7中「母子寡婦福祉資金償還金口座振替済通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替済通知書」に、「母子寡婦福祉資金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金償還金」に改める。

様式第10号、様式第10号の3、様式第11号、様式第13号及び様式第13号の3から様式第14号の2までの規定中

市町村振興資金
母子寡婦福祉資金
中小企業近代化資金
土地取得事業
農業改良資金 (貸付)
農業改良資金 (業務)
沿岸漁業改善資金 (貸付)
沿岸漁業改善資金 (業務)
林業改善資金 (貸付)
林業改善資金 (業務)
流域下水道事業
港湾整備事業

を

公債管理
市町村振興資金
母子父子寡婦福祉資金
小規模企業者等設備導入資金
土地取得事業
農業改良資金 (貸付)
農業改良資金 (業務)
沿岸漁業改善資金 (貸付)
沿岸漁業改善資金 (業務)
林業改善資金 (貸付)
林業改善資金 (業務)
流域下水道事業
港湾整備事業

に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

山形県告示第387号

昭和39年 8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成27年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第49条の 2 第 1 項第 1 号中「が独占禁止法第49条第 7 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかった」に改め、同項第 2 号中「が独占禁止法第50条第 5 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟を提起しなかった」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前号に規定する審決の取消しの訴え」を「第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟」に、「当該訴え」を「当該抗告訴訟」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「が独占禁止法第49条第 7 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかった」に改め、同項第 2 号中「が独占禁止法第50条第 5 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟を提起しなかった」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前号に規定する審決の取消しの訴え」を「前 2 号に規定する抗告訴訟」に、「当該訴え」を「当該抗告訴訟」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「物件購入契約書（様式第 1 号及び第 2 号）」を「物件購入契約書（様式第 1 号）又は物件購入単価契約書（様式第 2 号）」に改める。

第 5 条第 1 項中「契約変更書（様式第 3 号）」を「物件購入契約変更書（様式第 3 号）又は物件購入単価契約変更書（様式第 4 号）」に改める。

第 8 条第 1 項中「物件納入通知書（様式第 4 号）」を「物件納入通知書（様式第 5 号）」に改める。

第15条第 1 項第 1 号中「が独占禁止法第49条第 7 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかった」に改め、同項第 2 号中「が独占禁止法第50条第 5 項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟を提起しなかった」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前号に規定する審決の取消しの訴え」を「前 2 号に規定する抗告訴訟」に、「当該訴え」を「当該抗告訴訟」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

様式第 1 号中 「数量 単価 ￥ 」を 「数量 」に、

「納入期限」を「納入期限 年 月 日」に改める。

様式第2号中「単価契約書」を「物件購入単価契約書」に改める。

様式第3号中「契約変更書」を「物件購入契約変更書」に、

「納入期限」を「納入期限 年 月 日」に改める。

様式第4号中「納入期限」を「納入期限 年 月 日」に、

「納入期日」を「納入期日 年 月 日」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

物件購入単価契約変更書			
			年 月 日
		発注者 山形県知事（公所長）	印
		受注者 住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者氏名	印
<p>物件購入について 年 月 日に締結した契約の内容を下記のとおり変更する。なお、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
物 件 名			
変更前の契約単価 に対する増減額	増 額 減 額	金 額	¥
仕様書及び図面 又は見本			
規 格			
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
納 入 場 所			
代金支払の方法			
摘 要			

- 備考 1 「変更前の契約単価に対する増減額」の欄の「増額減額」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 減額の場合は、金額を朱書すること。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「印刷物製造請負契約書（別記様式第1号又は別記様式第2号）」を「印刷物製造請負契約書（別記様式第1号）又は印刷物製造請負単価契約書（別記様式第2号）」に改める。

第9条第2項中「印刷物製造請負契約変更書（別記様式第3号）」を「印刷物製造請負契約変更書（別記様式第3号）又は印刷物製造請負単価契約変更書（別記様式第4号）」に改める。

第12条第1項中「物件納入通知書（別記様式第4号）」を「物件納入通知書（別記様式第5号）」に改める。

第21条第1項第1号中「が独占禁止法第49条第7項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかった」に改め、同項第2号中「が独占禁止法第50条第5項の規定により確定した」を「に係る抗告訴訟を提起しなかった」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前号に規定する審決の取消しの訴え」を「前2号に規定する抗告訴訟」に、「当該訴え」を「当該抗告訴訟」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

別記様式第3号中「

納入期限	
------	--

」を「

納入期限		年		月		日
------	--	---	--	---	--	---

」に改める。

別記様式第4号中「

納入期限	
------	--

」を「

納入期限		年		月		日
------	--	---	--	---	--	---

」に、

「

納入期日	
------	--

」を「

納入期日		年		月		日
------	--	---	--	---	--	---

」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

印刷物製造請負単価契約変更書			
年 月 日			
発注者 山形県知事（公所長）			㊟
受注者 住所又は所在地			
氏名又は名称及び代表者氏名			㊟
印刷物製造請負について 年 月 日に締結した契約の内容を下記のとおり変更する。なお、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。			
記			
印刷物名			
変更前の契約単価 に対する増減額	増 減 額	金 額	¥
仕様書及び見本			
規 格			
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
納 入 場 所			
代金支払の方法			
摘 要			

- 備考 1 「変更前の契約単価に対する増減額」の欄の「

増額
減額

」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 減額の場合は、金額を朱書すること。

教育委員会関係

規 則

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第10号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第8条中「教育長」を「教育委員会理事」に改める。

附 則

- この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第11号

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則（平成21年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第23条」を「第21条」に、「の職員」を「の教育長又は職員」に改める。

第2条第2項第2号中「又は特別支援学校」を「若しくは特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に、「の理事」を「又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人の理事」に改める。

第3条第1項中「の職員」を「の教育長又は各教育委員会の職員」に改め、同項第1号中「教育長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-4（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第1条中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成27年3月24日）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

別表第12の2の改正規定中 「4 級 地」を「5 級 地」を

「

大 阪 府	大 阪 市	2 級 地
奈 良 県	奈 良 市	4 級 地

を
に改める。

「

三 重 県	津 市	6 級 地
大 阪 府	大 阪 市	2 級 地

」

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、附則第3項中「割合は」を「割合（以下「地域手当支給割合」という。）は」に改め、同項の次に次の1項を加える。

（地域手当に関する経過措置）

- 4 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に奈良県奈良市に在勤する職員について条例第12条の4の規定を適用する場合における当該職員に係る地域手当支給割合は、100分の10とする。

附則別表中

奈良県奈良市	100分の10
宮城県仙台市	100分の6

を

「

宮城県仙台市	100分の6
三重県津市	

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示し、昭和58年8月26日山形海区漁業調整委員会指示第1号は平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月31日

山形海区漁業調整委員会
会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 この指示の有効期限は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第134条第1号を次のように改める。

- (1) 建設改良工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事を除く。以下この号において同じ。）の請負に係る競争入札
- イ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者（以下「建設業許可業者」という。）であること（建設改良工事等のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の請負に係る競争入札にあつては、建設業許可業者で、その予定価格に応じて別に定める要件に該当する者であること）。
- ロ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

第135条第1項中「第167条の4第1項」を「第167条の4第1項各号」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
山形県監査委員 児 玉 太
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県立学校における保護者納付金等について」

2 監査の目的

県立高校、県立産業技術短期大学校（庄内校を含む。）及び県立農業大学校（以下「県立学校」という。）に

においては、公費である授業料のほかに、学校の教育活動やPTA等の活動のために保護者から「学校徴収金」及び「団体徴収金」（以下「保護者納付金等」という。）を徴収している。

保護者納付金等は、その用途が県立学校の活動と密接なこと、またその取扱いを教職員が行っていることなどから、私費ではあるもののそれを取扱う教職員には公費と同じような適正な注意義務が求められるものである。

各県立学校における保護者納付金等の使用内容には差異があり、保護者負担の公平性の観点からも検証が必要であると考えられるが、これまでの定期監査では、公金等管理台帳による確認に止まり、その内容にまで踏み込んだ監査は実施していないのが現状である。

このような状況を勘案し、県立学校における保護者納付金等の状況について調査・検証することにより、事故・事件発生の未然防止及び今後の事務の改善に資するとともに、保護者負担の公平性の確保を図ることを目的とする。

3 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

(1) 本庁所管課

- ① 県立学校に対する指導及び実態把握は適切か。
- ② 本庁等と県立学校の役割分担は明確かつ妥当なものか。

(2) 県立学校

- ① 保護者納付金等の徴収根拠は明確になっているか。
- ② 教職員が取扱う根拠が明確になっているか。
- ③ 保護者納付金等の管理（徴収・経理・執行）は適切になされているか。
当該着眼点の確認に当たっては、下記に掲げる関連通知等への準拠性を判断の基本とした。
- ④ 学校徴収金に係る決算内容等の保護者等に対する情報提供は適切になされているか。

(3) P T A等各種団体

- ① 団体の意思決定手続きは適正か。
- ② 徴収事務等の学校長への委任手続きは適正か。
- ③ 必要な情報が保護者に提供されているか。

記

- ・ 「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」（平成24年5月9日付け24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「文部科学省通知」という。参照 関連通知等P522）
- ・ 「山形県教育委員会公金等管理要領」（平成20年4月1日施行。以下「公金等管理要領」という。参照 関連通知P516）
- ・ 「公金等の適正な管理の実施及び山形県教育委員会公金等管理要領の一部改正について」（平成23年9月9日付け教総第973号教育長通知。以下「公金等適正管理通知」という。参照 関連通知等P515）
- ・ 「学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について」（平成13年3月29日制定教総第1577号教育長通知。以下「県事務処理通知」という。参照 関連通知P517）
- ・ 「県教育委員会に所属する県立学校等における私費負担軽減並びに特別の事情を有する場合の寄付採納について」（昭和49年2月18日付け財務第160号教育長通知。以下「私費軽減等通知」という。参照 関連通知P519）
- ・ 「部活動（部費）会計事務処理基準」（平成20年3月教育委員会策定。参照 関連通知P520）

なお、県立産業技術短期大学校・同庄内校及び県立農業大学校については、「山形県公金等管理要領」（平成19年10月1日付け改革第79号改革推進監通知。参照 関連通知等P513）のほか、関連する通知等は発出されていないことから、上記、教育委員会の通知等への準拠性を判断の基本とした。

【公費と保護者納付金等の負担区分の整理】

公費と保護者納付金等の負担区分については、当該負担区分に係る3件の通知の規定内容を基に次のとおり整理し、この整理を基に確認を行った。

◎ 文部科学省通知（参照 関連通知 P522）

2. 学校における会計処理の適正化に係る留意事項

① 学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。

その際、同法第27条の3及び第27条の4は、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、その趣旨の徹底を図るとともに、それらの経費以外のものについても、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないこと。

また、学校教育活動として公務のために旅行命令に基づき支給される旅費（他団体主催業務等に依頼されて出張する場合に、当該団体が負担するものを除く。）や事務補助職員等の地方公共団体の職員の給与について保護者等に負担転嫁してはならないこと。

② 学校関係団体から学校に対して行われる寄附について、地方公共団体が住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収することは、地方財政法第4条の5の規定により禁止されていること。

一方、学校関係団体から学校に対して自発的な寄附（金銭・物件）を行うことは禁止されておらず、この場合には、その受納に当たって、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計処理上の適正な手続きを経ること。

○ 当該通知の2の①から、地方財政法第27条の3の都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費として示されている「高等学校の施設の建設事業費」は保護者等から支援を受けることが禁止されている経費と解される。

○ 当該通知の2の①のまた以下で、「学校教育活動として公務のために旅行命令に基づき支給される旅費や事務補助職員等の地方公共団体の職員の給与について保護者等に負担転嫁してはならない」としているが、一方で、文部科学省は、平成24年12月24日に公表した「PTA等学校関係団体を実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての点検・調査結果について」の中で、「学校の管理経費（職員の人件費は除く）については、割り当てて強制的に徴収するのではなく、PTA等学校関係団体等が真に任意の経費の支援を行うことは禁止されていない」としている。

◎ 県事務処理通知（参照 関連通知 P517）

3 「学校徴収金」に係る事務処理の留意事項

(1) 私費負担の軽減

② 学校徴収金は、生徒の受益性の高い経費を徴収するものであるから、受益の還元は限定的に捉え、徴収している経費は生徒に直接還元されるものでなければならないこと。

従って、教職員個人（教職員の各種研究会・職種別の団体を含む。）に係る経費に対して、学校徴収金会計から支援を受けることは適当でないこと。

4 「団体徴収金」に係る事務処理の留意事項

(3) 団体から支援を受けることができる経費の範囲

① 団体から支援を受けることができる経費の範囲は、それぞれの団体の活動目的に合致したもので、団体の了解を事前に得た内容と額とすること。

② 公費との負担区分は、「県教育委員会に所属する県立学校等における私費負担軽減並びに特別の事情を有する場合の寄付採納について」（昭和49年2月18日付け財務第160号教育長通知。以下「私費軽減等通知」という。）によること。

③ 教職員個人に係る経費で支援を受けることができる範囲は、次に掲げる場合など学校教育に密接な関係のある用務で、それぞれの事例に応じ校長が適当と認めた場合に限るものとする。

(例) ・PTA等の団体活動に参加する場合

- ・保護者等の意向により、予算の範囲を超えて練習試合・合宿・遠征試合等の部活動を行う場合
- ・卒業生を継続して指導する必要がある場合

○ 当該通知4(3)③については、教職員が団体徴収金から支援を受けることができる経費を示したものであるが、例示であり、これ以外の経費の支出が禁止されているものではないと解される。

◎ 私費軽減等通知（参照 関連通知P519）

第1 公費負担の基本方針について

- (1) 施設基準に定めた校地、校舎及びこれと同等と認められる必置施設・設備並びにこれに準ずる施設・設備については全額公費負担で、整備計画に基づき緊急度の高い順位で年次計画によりこれを整備する。
- (2) 設置することが望ましいと認められる施設・設備については、必要度の高いものから財政事情を勘案して公費によりこれを計画的に整備する。
- (3) 校地、校舎等基本的な施設等にかかる必要な維持管理に要する経費は、公費により予算措置を講ずる。
- (4) 一般管理運営に要する経費については、公費負担区分を明確にしてこれを公費支弁とする。

- 当該通知第1の(1)から(4)の「公費負担の基本方針」については、公費負担を基本とする経費ではあるものの、地方財政法で定める住民に負担を転嫁してはならない経費を除き、保護者等から支援を受けることは禁止されていない経費と解される。

4 監査の対象範囲

平成25年度の保護者納付金等に係る事務を対象とし以下の機関を対象範囲として実施した。（詳細は別紙1 P508参照）

- ・教育庁総務課、高校教育課、県立高校全43校
- ・商工労働観光部雇用対策課、県立産業技術短期大学校、同庄内校
- ・農林水産部農政企画課、県立農業大学校

5 監査の実施方法

(1) 対象機関からの監査調書の提出

- ① 本庁主管課 保護者納付金等についての考え方、県立学校における実態の把握の状況、県立学校に対する指導の状況等
- ② 県立学校 保護者納付金等の名称、徴収目的、収支、管理、事務処理及び情報提供の状況等

(2) 事務局による予備監査

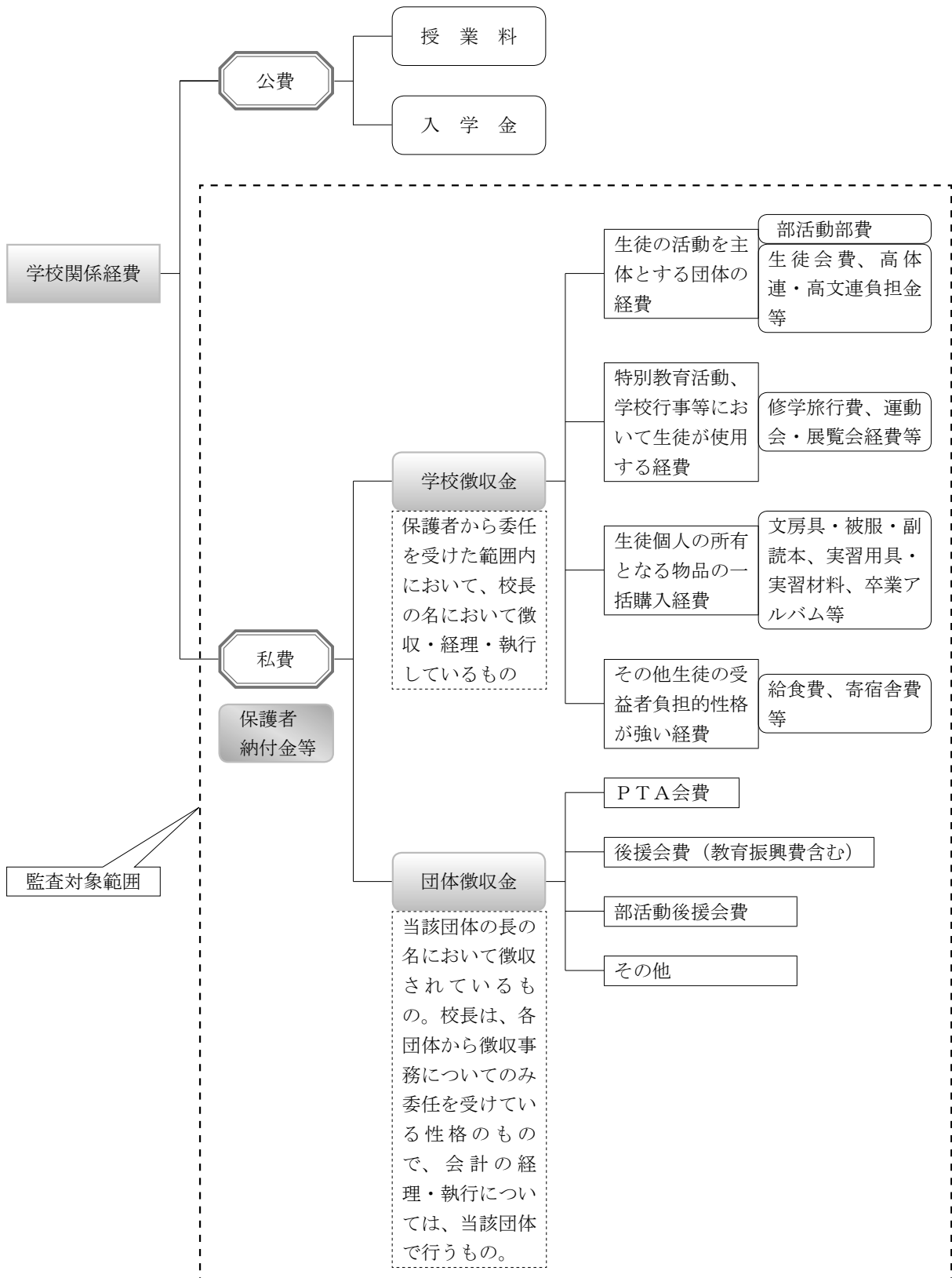
予備監査の実施時期及び実施態様は次のとおり。

- ① 本庁主管課
平成26年10月 実地監査
- ② 県立高校
平成26年10月～平成27年1月 実地監査（平成26年度定期監査と同時実施）
- ③ 県立産業技術短期大学校及び同庄内校
平成26年10月～11月 実地監査（平成26年度定期監査と同時実施）
- ④ 県立農業大学校
平成26年10月 書面監査

(3) 監査委員による本監査

本監査は、書面による監査を行った。

[参考] 保護者納付金等の分類について



第2 監査の結果

平成25年度における監査対象機関の保護者納付金等の件数及び収支状況は別紙2（P509～512参照）のとおりとなっている。

また、監査の結果については以下のとおりであった。

1 県立学校に対する指導及び実態把握等について

県立高校を指導する立場にある教育委員会は、公金等管理要領、私費軽減等通知及び県事務処理通知等を発出するとともに、これら通知等に基づき、公金等の管理に当たっては、毎年、各県立高校から公金等管理状況確認書の提出を求めるなどして実態の把握を行うとともに、概ね3年周期で各県立高校に対し調査指導等を行っていた。

しかしながら、今回の監査では、公金等の管理については適正に行われていたものの、事務処理通知等に沿わない事例が見受けられ、また、県立高校によって、あるいは学校徴収金を取扱う教職員によって、事務処理に差がみられるなど、教育委員会による実態把握及び指導は必ずしも徹底されていない実態がみられた。

また、教育委員会と県立高校の役割分担については、特に問題となる事例は見受けられなかった。

なお、商工労働観光部雇用対策課及び農林水産部農政企画課における指導及び実態把握等に関しては、特に問題となるような事例は見受けられなかった。

2 保護者納付金等に関する事務処理について

県立高校における監査の結果は次のとおりであった。

(1) 学校徴収金の事務処理について

① 部活動部費以外の学校徴収金（学年費・修学旅行費・生徒会費等）

(i) 公金等の取扱い関係

県立高校においては、公金等管理要領及び公金等適正管理通知に定める現金の管理を含む公金等の管理については、次のとおり適正に行われていた。

- ・ 年2回の通帳・帳簿確認は適正に行われていた。（43校中43校）
- ・ 公金等管理台帳の写しや公金等管理状況確認書の教育長への提出も滞りなく行われていた。（43校中43校）
- ・ その他公金等適正管理通知に基づき、適正に行われていた。（43校中43校）

(ii) 会計処理関係

会計処理等の事務をみると、県事務処理通知に沿わない事務処理又は検討を要する事務処理が見受けられた。

ア 支出

支出については、県事務処理要領では、「物品の購入、事業委託等の事務処理は、公費における取扱いに準じて行うこと。」としているが、次のとおり、公費に準じた取扱いがなされていない事務処理が見受けられた。

- ・ 支出に関する伺い、決裁が行われていない学校徴収金があった。（43校中12校）
- ・ 10万円以上の支出について、県財務規則では、「複数業者から見積もりを徴収する。」としているが、修学旅行等一部の支出を除き見積書を徴収していなかった。（10万円以上の支出があった30校中27校）

イ その他

収入に関しては、県事務処理通知では公費に準じる等の特段の定めはないが、ほとんどの県立高校では収入伺いを起し決裁を受けていた。

しかしながら、一部の学校徴収金については、収入に関する伺い及び決裁が行われていなかった。（43校中4校）

(iii) その他

部活動部費以外の学校徴収金の徴収に当たっては、徴収目的や徴収額等について、学年担任団による検討が事前に行われているなど徴収根拠は明らかにされていた。

また、学校徴収金を取扱う教職員は、学校要覧、P T A総会資料あるいは事務分掌等に記載されていた。

② 部活動部費

部活動部費については、顧問等の教職員が徴収し管理しているもの、部活動部費を生徒会費に含めて徴収し管理しているもの、保護者会等が徴収し管理しているものという3種類の取扱いが行われていた。

生徒会が徴収・管理している場合は前述①に含まれ、保護者会等が徴収し管理している場合は今般の監査対象としていないことから、次の監査の結果は、顧問等の教職員が部活動部費について徴収・管理している34校について述べたものである。

(i) 公金等の取扱い関係

適正に行われていた。(34校中34校)

(ii) 会計処理関係

部活動部費について、教育委員会は、県事務処理通知に基づき、具体的な会計処理方法を定めた部活動「部費」会計事務処理基準を策定しており、県立高校は、この処理基準に従って事務処理を行うこととされているが、次のとおり、処理基準に沿った事務処理が行われていない県立高校があった。

ア 徴収及び管理

- ・ 処理基準で定めた「部費会計管理計画書」、「部費納入依頼書」、「年間活動計画及び予算書」を作成していない部活動部費があった。(34校中12校)
- ・ 部活動「部費」会計事務処理基準で定めた「部費会計管理計画書」、「部費納入依頼書」、「年間活動計画及び予算書」の校長承認を得ていない部活動部費があった。(34校中20校)
- ・ 徴収に当たり領収書を発行していない部活動部費があった。(34校中4校)

イ 支出

- ・ 5万円以上の物品購入や泊を伴う遠征等の支出について、処理基準では、「支出伺いを作成し、校長の決裁を受けること」とされているが、一部の部活動部費を除き、支出伺い及び決裁が行われていなかった。(5万円以上の物品購入や泊を伴う遠征等の支出があった25校中19校)
- ・ 処理基準では、5万円以上の物品購入や泊を伴う遠征等の支出について、「できる限り複数業者から見積もりを徴収する。」としているが、一部の部活動部費を除き、見積書を徴収していなかった。(同上25校中17校)

ウ 決算等

- ・ 一部の部活動部費において、会計監事の監査が行われていなかった。(34校中18校)

(iii) その他

部活動部費の徴収に当たっては、前述アで述べたとおり、「部費会計管理計画書」、「部費納入依頼書」、「年間活動計画及び予算書」を作成していない部活動部費が見受けられ、徴収目的や徴収額等徴収根拠について確認できないものがあった。(34校中12校)

なお、部活動部費を取扱う教職員は、学校要覧、PTA総会資料あるいは事務分掌等に記載されていた。

なお、県立産業技術短期大学校・同庄内校及び県立農業大学校については、学校徴収金に相当する保護者納付金等はなかった。

(2) 団体徴収金の事務処理について

① 公金等の取扱い及び会計処理

(i) 公金等の取扱い関係

ア 県立高校

県立高校においては、学校徴収金と同様に、団体徴収金においても、公金等管理要領及び公金等適正管理通知に定める現金の管理を含む公金等の管理については適正に行われていた。

イ 県立産業技術短期大学校、同庄内校

山形県公金等管理要領に基づき適正に行われていた。

ウ 県立農業大学校

山形県公金等管理要領に基づき適正に行われていた。

(ii) 会計処理関係

ア 県立高校

団体徴収金に係る事務処理については、県事務処理通知により、「学校徴収金に準じた取扱いと

するよう指導すること。」とされているが、徴収、管理、支出の各会計処理は学校徴収金に準じた取扱いが行われていた。

- イ 県立産業技術短期大学校、同庄内校
公費の取扱いに準じた取扱いが行われていた。
- ウ 県立農業大学校
公費の取扱いに準じた取扱いが行われていた。

② 教職員の学校関係団体事務への関与について

P T Aや後援会のような学校関係団体は、規約等に基づき、保護者等により自主的に運営されている組織であるが、これら団体の業務は、学校運営と密接に関連していることから、団体から要請を受けるなどして教職員がその事務処理に関与している状況であった。

監査対象とした機関の状況と教職員が学校関係団体事務を取扱う場合の考え方について聴取した内容は次のとおりであった。

(i) 県立高校

各県立高校においては、P T A等学校関係団体に関する業務は、主に、団体が雇用した職員が行っていた。

教職員の中には、当該団体の役職員を兼ね、団体業務の執行をチェックする機能を担っていたが、これら兼務教職員が、団体業務を行う場合は、管理職が勤務時間外に行うことを原則としていた。

(ii) 県立産業技術短期大学校、同庄内校

学校関係団体事務については、教職員が従事しており、職務の範疇として行っているという解釈であった。

(iii) 県立農業大学校

学校関係団体事務については、主として団体が雇用した職員が行っていた。

学校長は、団体の委嘱を受けて事務の総括に関わっていたが、学校長の業務の範疇という解釈であった。

③ 学校関係団体の意思決定手続き等について

(i) 県立高校

学校関係団体の意思決定手続きや徴収事務等の学校長への委任手続きについては、それぞれの規約等に従い適正に行われていた。

(ii) 県立産業技術短期大学校、同庄内校

学校関係団体の意思決定手続きや徴収事務等の学校長への委任手続きについては、それぞれの規約等に従い適正に行われていた。

(iii) 県立農業大学校

学校関係団体の意思決定手続きや徴収事務等の学校長への委任手続きについては、それぞれの規約等に従い適正に行われていた。

3 公費と保護者納付金等の負担区分について

第1の3監査の着眼点で示した「公費と保護者納付金等の負担区分の整理」を基に確認を行った。（参照 P 498下段～）

(1) 公費と学校徴収金の負担区分について

今回の監査では、すべての監査対象機関において、保護者等から支援を受けることが禁止されている経費及び検討が必要な経費の支出は見当たらず、それぞれの徴収目的に沿った支出がなされていた。

(2) 公費と団体徴収金の負担区分について

今回の監査では、文部科学省通知で示されている保護者等から支援を受けることが禁止されている経費に対する支出は見当たらなかった。

しかしながら、保護者等から支援を受けることが禁止されている経費ではないものの、私費軽減等通知に示されている公費負担を基本方針とする経費等関連通知の規定内容に照らし、学校関係団体から支援を受けることについて検討を要すると考えられる内容の支出が見受けられた。

検討を要すると考えられる内容の支出例は、次のとおりである。

- ・ 県所有の備品の更新（体育館音響設備）を後援会会計から支出していたもの。
- ・ 授業等で使用するデジタルプレーヤー（英会話教材）の購入に当たり、後援会会計から大部分支出していたもの。（購入40台のうち、後援会負担34台）
- ・ アメリカ短期留学引率教員の旅費について、後援会会計、同窓会会計から一部負担していたもの。
- ・ 進路指導用パソコンの購入費及び名刺代をPTA会計（進路指導費）から支出していたもの。
- ・ 備品（生徒個人用ロッカー）購入費を後援会会計から支出していたもの。
- ・ 校内樹木の剪定費用を、教育後援会会計等から支出していたもの。
- ・ ポータブルランプセットの購入費を、育成会会計から支出していたもの。
- ・ 教室棟洋式トイレ改修経費を、PTA会計から支出していたもの。
- ・ 卒業証書筆耕料を、PTA会計から支出していたもの。
- ・ 成績処理システムの開発経費と通知表作成システム開発経費を、後援会会計から支出していたもの。

なお、県立産業技術短期大学校・同庄内校及び県立農業大学校においては、検討が必要と考えられる経費の支出はなかった。

4 保護者等に対する情報提供の状況について

(1) 学校徴収金

県立高校における監査の結果は次のとおりであった。

① 部活動部費以外の学校徴収金（学年費、修学旅行費、生徒会費等）

県事務処理通知では、「決算、監査手続きを行い、議決又は承認を得ること。」とされているが、ほとんどの県立高校においては、部活動部費以外の学校徴収金すべてにおいて、保護者等に対して適正に決算報告がなされていた。

しかしながら、実習費等の一部学校徴収金の決算報告が行われていない県立高校があった。（43校中3校）

② 部活動部費

部活動部費については、処理基準において「顧問は、保護者総会において、部活動会計決算報告及び監事による監査報告を行い、承認を得る。保護者会が組織されていない場合は、書面配布をもって報告とする。」と定めているが、大半の県立高校においては、保護者会等に対して適正に決算報告等がなされていた。

しかしながら、一部の部活動部費について、保護者等に対し、決算報告及び監査報告が行われていない県立高校があった。（34校中11校）

なお、県立産業技術短期大学校・同庄内校及び県立農業大学校については、学校徴収金に相当する保護者納付金等はなかった。

(2) 団体徴収金

① 県立高校

すべての県立高校においては、保護者等に対して適正に決算報告がなされていた。

② 県立産業技術短期大学校、同庄内校

保護者等に対して適正に決算報告がなされていた。

③ 県立農業大学校

保護者等に対して適正に決算報告がなされていた。

(3) その他

保護者納付金等の徴収予定額については、「入学者募集要項」や合格者に配布する「新生の手引き」に記載されており、志願時や入学前においても情報提供がなされていた。

5 学校関係団体から支援を受けて整備した施設・設備、備品等の受入れ手続きについて

学校関係団体（団体徴収金）から支援を受けて整備した施設・設備、備品等の受入れについては、教育財産

の目的外使用許可又は寄付の手続きが必要であるが、次のとおり、いずれの手続きも行っていないものが見受けられた。

- ・ソフトテニス部の保護者会で設置した照明灯について寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・野球部父母の会が設置した冬場の投球練習用ビニールハウスについて、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・後援会が購入設置した備品（生徒個人用ロッカー）について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・後援会が設置した進路閲覧室の冷房設備装置（ルームエアコン）及び教室に設置されている壁掛式扇風機について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・PTAが設置したピロティ防球ネットについて、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・後援会が設置したアリーナと事務室間をつなぐ無線装置について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・後援会が設置したソフトボール部用具庫について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・後援会が負担した成績処理システムの開発等について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・PTAが設置した生徒用コピー機について、寄付や教育財産の目的外使用許可の手続きがとられていないもの。
- ・同窓会から寄贈された図書について、寄付の手続きがとられていないもの。

第3 監査の意見

今回の行政監査の実施を通して、教育委員会において検討が必要であると考えられる事項は次のとおりである。

1 保護者納付金等に係る事務処理の適正化等について

(1) 事務処理の適正化について

① 指導機関による実態把握及び指導の徹底について

県立高校を指導する立場にある教育委員会は、県事務処理通知等を発出するとともに、これら通知等に基づき概ね3年周期で各県立高校に対し実施する調査指導等を通して実態把握及び指導を行っていた。

しかしながら、今回の監査の結果、事務処理通知等に沿わない事例が見受けられるとともに、県立高校によって、あるいは学校徴収金を取扱う教職員によって、事務処理に差がみられる等教育委員会による実態把握及び指導は必ずしも徹底されていない実態がみられたところである。

また、ほとんどの県立高校では部活動部費以外の学校徴収金について、収入伺いや決裁が行われていたが、一部の学校徴収金においては収入伺いや決裁を行っていないものが見受けられた。

収入に関しては、県事務処理通知において、収入伺いや決裁を行うことを求めているものの、徴収対象者と徴収額を明らかにし、複数の者による収入（徴収）金額のチェックが重要と考えられ、すべての学校徴収金において収入伺い及び決裁を行うことが必要と考えられる。

このような状況を勘案し、教育委員会は、実態の把握を行ったうえ、県立高校に対するさらなる指導の徹底に努める必要がある。

② 部活動「部費」会計における会計処理の在り方の検討について

活動部費については、教育委員会は、部活動「部費」会計処理基準を定めており、これは、県事務処理通知で示している「公費に準じた取扱い」の具体的な処理方法を示したものと考えられる。

今回の監査の結果、部活動「部費」会計処理基準では「5万円以上の物品購入や泊を伴う遠征等の支出について支出伺いを作成し校長の決裁を得る」としているところ、当該支出案件のあった多くの県立高校においてそれが行われていないなど、当該会計処理基準に基づいた会計処理が徹底されていない実態があった。

また、部費を徴収する理由や徴収金額等を記した「部費会計管理計画書」、「部費納入依頼書」、「年間活

動計画及び予算書」を作成していない部活動部費があるなど徴収根拠が明確になっているとは言えない状況であった。

このような状況を勘案し、教育委員会では、部活動部費の事務処理等の実態を把握し、当該会計処理基準が遵守されない要因を分析したうえで、事故等の未然防止等に有効でかつ遵守可能な部活動部費の会計処理の在り方を検討されたい。

なお、検討に当たっては、教職員の多忙が会計処理基準を遵守できない要因の一つと考えられることから、部活動「部費」会計処理基準に示されている「部活動会計の事務処理を保護者会が行う」ことも含めて、教職員の負担軽減に繋がる処理方法はないかという視点を考慮されたい。

(2) 教職員が学校関係団体事務を取扱う場合の手続きについて

監査の結果に示したとおり、県立高校では、学校関係団体事務を校務（公務）外の事務と捉え、教職員が事務を行う場合は、勤務時間外に行うとしていた。

学校関係団体事務については、勤務時間内に処理が必要な急を要する事務等も想定されるところであり、教育委員会においては、このような状況にも対応可能な取扱いを検討されたい。

2 公費と保護者納付金等の負担区分の明確化について

今回の監査において、文部科学省通知で示されている保護者等から支援を受けることができない経費に対する支出は見当たらなかった。

しかしながら、保護者等から支援を受けることができない経費ではないものの、私費軽減等通知等関連通知に照らし、学校関係団体から支援を受けることについて検討を要すると考えられる内容の支出が見受けられた。

これらの支援は、当該団体からの自発的な申し出により行われているものであるが、学校によって、公費で負担しているところと、保護者等が負担しているところが混在している状況がみられる。

また、教育委員会における各県立高校の実態の把握についても、必ずしも十分に行われているとは言えない状況にある。

このような状況を勘案し、教育委員会は、各県立高校の実態の把握を行ったうえ、保護者等の私費負担の軽減及び負担の公平性が確保されるよう、公費と保護者納付金等の負担区分の明確化及び公費負担を基本方針とする経費の予算措置に努められたい。

3 保護者等に対する情報提供の徹底について

決算報告や監査報告等の保護者等に対する情報提供に関しては、団体徴収金についてはすべての県立高校で適正に行われていたほか、学校徴収金においても、一部の徴収金を除き、概ね適正に行われていた。

しかしながら、決算報告等は、保護者等が、負担した保護者納付金等の用途等を知ることができるほとんど唯一の機会であることから、教育委員会は、すべての学校徴収金において、必要な情報提供がなされるよう、指導を徹底されたい。

4 学校関係団体から支援を受けて整備した施設・設備、備品等の受入れ手続きの適正化について

各県立高校においては、今回の監査において、団体からの支援により受入れた施設・設備、備品等について、寄付や教育財産の目的外使用許可といった手続きがとられていなかったものについては、早急に所要の手続きをとられたい。

また、教育委員会においては、実態の把握を行ったうえ、手続き漏れがあったものについては適正に手続きを行うよう指導を徹底されるとともに、新たに支援を受ける施設・設備等については、当該施設・設備の不備、不具合に起因する事故等の可能性とその責任の所在等について検討し、その検討内容に応じた寄付又は教育財産の使用許可の手続きが適切に行われるよう指導を行われたい。

[別紙1]

監査対象機関一覧表

監査番号	部局名	課名
1	教育委員会	総務課
2		高校教育課
3	商工労働観光部	雇用対策課
4	農林水産部	農政企画課

監査番号	所管部	県立学校名	保護者納付金等件数			
			学校徴収金	(うち部活動活動費)	団体徴収金	計
1	教育庁	山形東高等学校	20	(5)	7	27
2		山形南高等学校	20	(7)	6	26
3		山形西高等学校	24	(14)	7	31
4		山形北高等学校	20	(8)	4	24
5		山形工業高等学校	47	-	3	50
6		山形中央高等学校	19	-	7	26
7		霞城学園高等学校	27	-	9	36
8		上山明新館高等学校	27	(10)	2	29
9		天童高等学校	28	(6)	3	31
10		山辺高等学校	45	(10)	4	49
11		寒河江高等学校	36	(7)	11	47
12		寒河江工業高等学校	35	-	3	38
13		谷地高等学校	16	(4)	5	21
14		左沢高等学校	27	(3)	7	34
15		楯岡高等学校	19	(3)	3	22
16		村山産業高等学校	65	(9)	5	70
17		北村山高等学校	24	(10)	3	27
18		新庄北高等学校 ※	17	(8)	4	21
19		新庄南高等学校 ※	20	(9)	3	23
20		新庄神室産業高等学校	53	(13)	4	57
21		真室川高等学校	8	-	6	14
22		米沢興譲館高等学校	28	(14)	3	31
23		米沢東高等学校	14	(8)	2	16
24		米沢工業高等学校	30	(5)	8	38

監査番号	所管部	県立学校名	保護者納付金等件数			
			学校徴収金	(うち部活動活動費)	団体徴収金	計
25	教育庁	米沢商業高等学校	20	(12)	4	24
26		置賜農業高等学校	23	(10)	8	31
27		南陽高等学校	32	(19)	2	34
28		高畠高等学校	27	(10)	4	31
29		長井高等学校	13	(2)	5	18
30		長井工業高等学校	24	-	3	27
31		荒砥高等学校	17	(3)	5	22
32		小国高等学校	6	-	5	11
33		鶴岡南高等学校 ※	37	(28)	11	48
34		鶴岡北高等学校	15	(6)	5	20
35		鶴岡工業高等学校	44	(11)	8	52
36		鶴岡中央高等学校	47	(16)	6	53
37		加茂水産高等学校	22	(5)	2	24
38		庄内農業高等学校	27	-	3	30
39		庄内総合高等学校	24	(8)	2	26
40		酒田東高等学校	15	(8)	2	17
41		酒田西高等学校	28	(9)	7	35
42		酒田光陵高等学校	71	(11)	4	75
43		遊佐高等学校	16	-	4	20
県立高校計			1,177	(311)	209	1,386
44	農林水産部	農業大学校	-	-	3	3
45	商工労働観光部	産業技術短期大学校	-	-	2	2
46		産業技術短期大学校庄内校	-	-	2	2
全体計			1,177	(311)	216	1,393

※分校含まず

〔別紙2〕

保護者納付金等の収支状況

(1) 収入状況

① 学校徴収金

部局名	項目 学校名	学校徴収金								
		部活動部費以外の徴収金			部活動部費			計		
		徴収 金件 数	収入額(円)	うち保護者等から 徴収した額(円)	徴収 金件 数	収入額(円)	うち保護者等から 徴収した額 (円)	徴収金 件数	収入額(円)	うち保護者等から 徴収した額(円)
教育庁	山形東高等学校	15	63,196,149	58,702,154	5	5,707,843	4,678,638	20	68,903,992	63,380,792
	山形南高等学校	13	125,970,049	117,709,163	7	7,592,359	5,281,000	20	133,562,408	122,990,163
	山形西高等学校	10	58,140,058	40,491,900	14	7,183,769	4,674,255	24	65,323,827	45,166,155
	山形北高等学校	12	84,707,809	75,488,881	8	7,685,343	6,404,500	20	92,393,152	81,893,381
	山形工業高等学校	47	114,580,281	90,323,139	—	—	—	47	114,580,281	90,323,139
	山形中央高等学校	19	140,388,815	128,461,350	—	—	—	19	140,388,815	128,461,350
	霞城学園高等学校	27	20,365,838	15,362,920	—	—	—	27	20,365,838	15,362,920
	上山明新館高等学校	17	104,127,704	95,286,236	10	3,836,536	2,582,600	27	107,964,240	97,868,836
	天童高等学校	22	61,547,500	53,915,940	6	2,159,930	1,635,400	28	63,707,430	55,551,340
	山辺高等学校	35	88,804,381	73,011,138	10	2,172,660	1,313,500	45	90,977,041	74,324,638
	寒河江高等学校	29	94,439,149	69,856,471	7	3,049,530	1,918,350	36	97,488,679	71,774,821
	寒河江工業高等学校	35	54,523,973	44,445,518	—	—	—	35	54,523,973	44,445,518
	谷地高等学校	12	49,091,140	35,328,579	4	2,240,641	1,731,000	16	51,331,781	37,059,579
	左沢高等学校	24	40,961,023	31,409,390	3	656,473	361,500	27	41,617,496	31,770,890
	楯岡高等学校	16	80,274,644	58,999,470	3	3,488,346	3,082,000	19	83,762,990	62,081,470
	村山産業高等学校	56	97,391,462	85,957,154	9	3,061,706	743,700	65	100,453,168	86,700,854
	北村山高等学校	14	43,775,854	40,987,160	10	5,673,991	3,774,200	24	49,449,845	44,761,360
	新庄北高等学校	9	82,349,688	67,006,139	8	16,095,425	14,435,452	17	98,445,113	81,441,591
	新庄南高等学校	11	69,032,579	57,465,586	9	7,790,892	6,511,876	20	76,823,471	63,977,462
	新庄神室産業高等学校	40	63,532,342	46,726,511	13	6,921,134	5,882,947	53	70,453,476	52,609,458
	真室川高等学校	8	14,487,027	10,649,002	—	—	—	8	14,487,027	10,649,002
	米沢興譲館高等学校	14	67,930,412	54,609,964	14	10,184,800	8,183,029	28	78,115,212	62,792,993
	米沢東高等学校	6	63,575,262	48,932,815	8	3,455,100	2,556,500	14	67,030,362	51,489,315
	米沢工業高等学校	25	85,370,384	77,654,108	5	5,406,549	5,202,000	30	90,776,933	82,856,108
	米沢商業高等学校	8	70,750,477	54,107,670	12	7,038,465	4,116,100	20	77,788,942	58,223,770
	置賜農業高等学校	13	50,151,110	34,088,485	10	4,021,256	2,002,753	23	54,172,366	36,091,238
	南陽高等学校	13	72,519,524	58,813,800	19	9,538,647	6,921,500	32	82,058,171	65,735,300
	高畠高等学校	17	48,043,514	46,936,279	10	2,820,282	2,449,500	27	50,863,796	49,385,779
	長井高等学校	11	97,981,650	73,367,561	2	1,999,242	1,526,000	13	99,980,892	74,893,561
	長井工業高等学校	24	34,215,555	25,512,796	—	—	—	24	34,215,555	25,512,796
	荒砥高等学校	14	24,110,155	18,564,868	3	101,208	86,800	17	24,211,363	18,651,668
	小国高等学校	6	17,146,160	13,105,562	—	—	—	6	17,146,160	13,105,562
	鶴岡南高等学校	9	85,627,032	63,700,700	28	22,888,032	11,071,155	37	108,515,064	74,771,855
	鶴岡北高等学校	9	76,145,747	53,735,900	6	4,844,267	1,774,000	15	80,990,014	55,509,900
	鶴岡工業高等学校	33	102,381,482	69,489,741	11	13,998,398	11,014,500	44	116,379,880	80,504,241
	鶴岡中央高等学校	31	108,833,257	94,816,667	16	5,369,796	4,137,490	47	114,203,053	98,954,157
	加茂水産高等学校	17	17,185,632	11,306,179	5	705,006	356,211	22	17,890,638	11,662,390
	庄内農業高等学校	27	37,624,202	26,084,970	—	—	—	27	37,624,202	26,084,970
	庄内総合高等学校	16	40,404,237	29,787,428	8	2,824,305	2,129,275	24	43,228,542	31,916,703
	酒田東高等学校	7	88,848,744	62,530,400	8	5,049,005	3,437,200	15	93,897,749	65,967,600
酒田西高等学校	19	81,267,189	53,092,028	9	6,228,706	4,173,700	28	87,495,895	57,265,728	
酒田光陵高等学校	60	133,813,144	88,863,284	11	8,734,826	6,889,664	71	142,547,970	95,752,948	
遊佐高等学校	16	16,247,265	12,040,290	—	—	—	16	16,247,265	12,040,290	
計		866	2,971,859,599	2,368,725,296	311	200,524,468	143,038,295	1,177	3,172,384,067	2,511,763,591
農林水産部	農業大学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商工労働観光部	産業技術短期大学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	産業技術短期大学校庄内校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		866	2,971,859,599	2,368,725,296	311	200,524,468	143,038,295	1,177	3,172,384,067	2,511,763,591

※監査調書から集計したものの。

② 団体徴収金及び合計

部局名	項目 学校名	団体徴収金			合計		
		徴収金 件数	収入額(円)	うち保護者等か ら徴収した額 (円)	徴収金 件数	収入額(円)	うち保護者等か ら徴収した額 (円)
教育庁	山形東高等学校	7	24,711,571	16,231,442	27	93,615,563	79,612,234
	山形南高等学校	6	46,162,760	30,645,500	26	179,725,168	153,635,663
	山形西高等学校	7	65,989,469	53,176,294	31	131,313,296	98,342,449
	山形北高等学校	4	22,475,123	15,311,500	24	114,868,275	97,204,881
	山形工業高等学校	3	14,844,228	8,335,750	50	129,424,509	98,658,889
	山形中央高等学校	7	56,906,569	39,517,400	26	197,295,384	167,978,750
	霞城学園高等学校	9	18,853,541	5,750,623	36	39,219,379	21,113,543
	上山明新館高等学校	2	24,100,322	17,007,320	29	132,064,562	114,876,156
	天童高等学校	3	18,001,290	12,882,500	31	81,708,720	68,433,840
	山辺高等学校	4	8,106,054	5,869,720	49	99,083,095	80,194,358
	寒河江高等学校	11	33,495,735	12,251,200	47	130,984,414	84,026,021
	寒河江工業高等学校	3	11,682,978	6,535,900	38	66,206,951	50,981,418
	谷地高等学校	5	11,430,783	7,830,510	21	62,762,564	44,890,089
	左沢高等学校	7	13,992,744	9,861,520	34	55,610,240	41,632,410
	楯岡高等学校	3	11,432,709	8,405,300	22	95,195,699	70,486,770
	村山産業高等学校	5	26,672,899	13,247,460	70	127,126,067	99,948,314
	北村山高等学校	3	13,789,458	8,668,700	27	63,239,303	53,430,060
	新庄北高等学校	4	19,169,344	13,755,650	21	117,614,457	95,197,241
	新庄南高等学校	3	9,528,585	7,885,250	23	86,352,056	71,862,712
	新庄神室産業高等学校	4	20,431,422	9,272,340	57	90,884,898	61,881,798
	真室川高等学校	6	6,441,004	2,534,400	14	20,928,031	13,183,402
	米沢興譲館高等学校	3	21,395,459	15,059,400	31	99,510,671	77,852,393
	米沢東高等学校	2	16,567,749	8,946,300	16	83,598,111	60,435,615
	米沢工業高等学校	8	34,676,387	19,696,300	38	125,453,320	102,552,408
	米沢商業高等学校	4	16,358,958	8,543,700	24	94,147,900	66,767,470
	置賜農業高等学校	8	33,785,137	7,510,400	31	87,957,503	43,601,638
	南陽高等学校	2	11,482,995	9,118,600	34	93,541,166	74,853,900
	高島高等学校	4	12,389,500	9,589,150	31	63,253,296	58,974,929
	長井高等学校	5	21,825,088	13,833,779	18	121,805,980	88,727,340
	長井工業高等学校	3	20,116,517	13,211,895	27	54,332,072	38,724,691
	荒砥高等学校	5	7,032,919	4,545,603	22	31,244,282	23,197,271
	小国高等学校	5	9,573,368	5,601,620	11	26,719,528	18,707,182
	鶴岡南高等学校	11	47,634,696	30,831,658	48	156,149,760	105,603,513
	鶴岡北高等学校	5	26,315,007	18,081,435	20	107,305,021	73,591,335
	鶴岡工業高等学校	8	66,859,993	24,704,864	52	183,239,873	105,209,105
	鶴岡中央高等学校	6	22,646,088	13,619,027	53	136,849,141	112,573,184
	加茂水産高等学校	2	8,744,355	3,682,260	24	26,634,993	15,344,650
	庄内農業高等学校	3	7,924,252	5,604,830	30	45,548,454	31,689,800
	庄内総合高等学校	2	9,288,366	6,256,800	26	52,516,908	38,173,503
	酒田東高等学校	2	13,889,822	8,972,640	17	107,787,571	74,940,240
酒田西高等学校	7	46,870,734	28,099,619	35	134,366,629	85,365,347	
酒田光陵高等学校	4	63,805,623	48,243,000	75	206,353,593	143,995,948	
遊佐高等学校	4	7,259,501	3,499,000	20	23,506,766	15,539,290	
計		209	1,004,661,102	612,228,159	1,386	4,177,045,169	3,123,991,750
農林水産部	農業大学校	3	79,041,238	77,610,000	3	79,041,238	77,610,000
商工労働観光部	産業技術短期大学校	2	18,764,457	15,196,930	2	18,764,457	15,196,930
	産業技術短期大学校庄内校	2	487,318	253,000	2	487,318	253,000
	計	7	98,293,013	93,059,930	7	98,293,013	93,059,930
	合計	216	1,102,954,115	705,288,089	1,393	4,275,338,182	3,217,051,680

※監査調書から集計したもの。（「同窓会」含む。）

(2) 支出状況

① 学校徴収金

部局名	項目 学校名	学校徴収金								
		部活動部費以外の徴収金			部活動部費			計		
		徴収金 件数	支出額(円)	収支差額(円) 収入－支出	徴収金 件数	支出額(円)	収支差額(円) 収入－支出	徴収金 件数	支出額(円)	収支差額(円) 収入－支出
教育庁	山形東高等学校	15	58,252,782	4,943,367	5	4,821,338	886,505	20	63,074,120	5,829,872
	山形南高等学校	13	103,345,311	22,624,738	7	6,659,434	932,925	20	110,004,745	23,557,663
	山形西高等学校	10	28,232,958	29,907,100	14	6,137,237	1,046,532	24	34,370,195	30,953,632
	山形北高等学校	12	74,123,000	10,584,809	8	2,420,668	5,264,675	20	76,543,668	15,849,484
	山形工業高等学校	47	86,127,411	28,452,870	—	—	—	47	86,127,411	28,452,870
	山形中央高等学校	19	125,146,892	15,241,923	—	—	—	19	125,146,892	15,241,923
	霞城学園高等学校	27	16,211,619	4,154,219	—	—	—	27	16,211,619	4,154,219
	上山明新館高等学校	17	87,047,012	17,080,692	10	3,331,584	504,952	27	90,378,596	17,585,644
	天童高等学校	22	45,226,184	16,321,316	6	1,966,465	193,465	28	47,192,649	16,514,781
	山辺高等学校	35	78,258,324	10,546,057	10	1,672,326	500,334	45	79,930,650	11,046,391
	寒河江高等学校	29	75,185,891	19,253,258	7	2,794,735	254,795	36	77,980,626	19,508,053
	寒河江工業高等学校	35	38,089,789	16,434,184	—	—	—	35	38,089,789	16,434,184
	谷地高等学校	12	35,508,871	13,582,269	4	1,769,015	471,626	16	37,277,886	14,053,895
	左沢高等学校	24	29,642,057	11,318,966	3	463,661	192,812	27	30,105,718	11,511,778
	楯岡高等学校	16	59,114,841	21,159,803	3	3,409,316	79,030	19	62,524,157	21,238,833
	村山産業高等学校	56	82,862,845	14,528,617	9	2,484,110	577,596	65	85,346,955	15,106,213
	北村山高等学校	14	36,227,732	7,548,122	10	4,632,976	1,041,015	24	40,860,708	8,589,137
	新庄北高等学校	9	64,289,583	18,060,105	8	14,936,609	1,158,816	17	79,226,192	19,218,921
	新庄南高等学校	11	56,191,079	12,841,500	9	7,236,538	554,354	20	63,427,617	13,395,854
	新庄神室産業高等学校	40	46,615,128	16,917,214	13	6,551,673	369,461	53	53,166,801	17,286,675
	真室川高等学校	8	11,388,633	3,098,394	—	—	—	8	11,388,633	3,098,394
	米沢興譲館高等学校	14	54,271,481	13,658,931	14	9,415,782	769,018	28	63,687,263	14,427,949
	米沢東高等学校	6	47,762,539	15,812,723	8	2,801,586	653,514	14	50,564,125	16,466,237
	米沢工業高等学校	25	58,858,646	26,511,738	5	4,903,796	502,753	30	63,762,442	27,014,491
	米沢商業高等学校	8	48,877,226	21,873,251	12	4,905,079	2,133,386	20	53,782,305	24,006,637
	置賜農業高等学校	13	33,062,283	17,088,827	10	3,317,405	703,851	23	36,379,688	17,792,678
	南陽高等学校	13	51,121,123	21,398,401	19	6,987,608	2,551,039	32	58,108,731	23,949,440
	高畠高等学校	17	35,131,896	12,911,618	10	2,578,038	242,244	27	37,709,934	13,153,862
	長井高等学校	11	72,685,912	25,295,738	2	1,812,706	186,536	13	74,498,618	25,482,274
	長井工業高等学校	24	32,995,023	1,220,532	—	—	—	24	32,995,023	1,220,532
	荒砥高等学校	14	21,021,670	3,088,485	3	89,285	11,923	17	21,110,955	3,100,408
	小国高等学校	6	12,949,073	4,197,087	—	—	—	6	12,949,073	4,197,087
	鶴岡南高等学校	9	71,032,975	14,594,057	28	20,771,666	2,116,366	37	91,804,641	16,710,423
	鶴岡北高等学校	9	56,605,528	19,540,219	6	3,998,495	845,772	15	60,604,023	20,385,991
	鶴岡工業高等学校	33	72,322,444	30,059,038	11	12,331,019	1,667,379	44	84,653,463	31,726,417
	鶴岡中央高等学校	31	67,868,653	40,964,604	16	4,653,285	716,511	47	72,521,938	41,681,115
	加茂水産高等学校	17	11,931,677	5,253,955	5	603,737	101,269	22	12,535,414	5,355,224
	庄内農業高等学校	27	25,670,906	11,953,296	—	—	—	27	25,670,906	11,953,296
	庄内総合高等学校	16	29,252,078	11,152,159	8	2,551,510	272,795	24	31,803,588	11,424,954
	酒田東高等学校	7	63,381,183	25,467,561	8	4,245,157	803,848	15	67,626,340	26,271,409
	酒田西高等学校	19	53,122,504	28,144,685	9	5,825,470	403,236	28	58,947,974	28,547,921
酒田光陵高等学校	60	91,382,351	42,430,793	11	8,042,269	692,557	71	99,424,620	43,123,350	
遊佐高等学校	16	10,930,335	5,316,930	—	—	—	16	10,930,335	5,316,930	
計		866	2,259,325,448	712,534,151	311	171,121,578	29,402,890	1,177	2,430,447,026	741,937,041
農林水産部	農業大学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商工労働観光部	産業技術短期大学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	産業技術短期大学校庄内校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	866	2,259,325,448	712,534,151	311	171,121,578	29,402,890	1,177	2,430,447,026	741,937,041

※監査調書から集計したもの。

② 団体徴収金及び合計

部局名	項目 学校名	団体徴収金			合計		
		徴収金 件数	支出額(円)	収支差額(円) 収入－支出	徴収金 件数	支出額(円)	収支差額(円) 収入－支出
教育庁	山形東高等学校	7	21,680,577	3,030,994	27	84,754,697	8,860,866
	山形南高等学校	6	37,342,550	8,820,210	26	147,347,295	32,377,873
	山形西高等学校	7	61,431,022	4,558,447	31	95,801,217	35,512,079
	山形北高等学校	4	15,622,962	6,852,161	24	92,166,630	22,701,645
	山形工業高等学校	3	11,466,791	3,377,437	50	97,594,202	31,830,307
	山形中央高等学校	7	44,217,151	12,689,418	26	169,364,043	27,931,341
	霞城学園高等学校	9	7,589,473	11,264,068	36	23,801,092	15,418,287
	上山明新館高等学校	2	20,883,304	3,217,018	29	111,261,900	20,802,662
	天童高等学校	3	13,928,146	4,073,144	31	61,120,795	20,587,925
	山辺高等学校	4	6,381,730	1,724,324	49	86,312,380	12,770,715
	寒河江高等学校	11	15,309,486	18,186,249	47	93,290,112	37,694,302
	寒河江工業高等学校	3	8,520,427	3,162,551	38	46,610,216	19,596,735
	谷地高等学校	5	8,708,526	2,722,257	21	45,986,412	16,776,152
	左沢高等学校	7	10,465,829	3,526,915	34	40,571,547	15,038,693
	楯岡高等学校	3	8,546,940	2,885,769	22	71,071,097	24,124,602
	村山産業高等学校	5	26,672,899	—	70	112,019,854	15,106,213
	北村山高等学校	3	11,496,905	2,292,553	27	52,357,613	10,881,690
	新庄北高等学校	4	15,226,483	3,942,861	21	94,452,675	23,161,782
	新庄南高等学校	3	8,485,810	1,042,775	23	71,913,427	14,438,629
	新庄神室産業高等学校	4	14,990,070	5,441,352	57	68,156,871	22,728,027
	真室川高等学校	6	3,841,083	2,599,921	14	15,229,716	5,698,315
	米沢興譲館高等学校	3	15,618,313	5,777,146	31	79,305,576	20,205,095
	米沢東高等学校	2	13,565,386	3,002,363	16	64,129,511	19,468,600
	米沢工業高等学校	8	26,595,840	8,080,547	38	90,358,282	35,095,038
	米沢商業高等学校	4	10,795,639	5,563,319	24	64,577,944	29,569,956
	置賜農業高等学校	8	10,966,435	22,818,702	31	47,346,123	40,611,380
	南陽高等学校	2	10,170,569	1,312,426	34	68,279,300	25,261,866
	高島高等学校	4	9,241,861	3,147,639	31	46,951,795	16,301,501
	長井高等学校	5	15,761,213	6,063,875	18	90,259,831	31,546,149
	長井工業高等学校	3	15,689,743	4,426,774	27	48,684,766	5,647,306
	荒砥高等学校	5	5,997,612	1,035,307	22	27,108,567	4,135,715
	小国高等学校	5	6,916,540	2,656,828	11	19,865,613	6,853,915
	鶴岡南高等学校	11	40,074,406	7,560,290	48	131,879,047	24,270,713
	鶴岡北高等学校	5	20,978,796	5,336,211	20	81,582,819	25,722,202
	鶴岡工業高等学校	8	34,421,619	32,438,374	52	119,075,082	64,164,791
	鶴岡中央高等学校	6	15,768,042	6,878,046	53	88,289,980	48,559,161
	加茂水産高等学校	2	5,233,540	3,510,815	24	17,768,954	8,866,039
	庄内農業高等学校	3	5,700,834	2,223,418	30	31,371,740	14,176,714
	庄内総合高等学校	2	5,956,037	3,332,329	26	37,759,625	14,757,283
	酒田東高等学校	2	11,712,279	2,177,543	17	79,338,619	28,448,952
	酒田西高等学校	7	33,378,085	13,492,649	35	92,326,059	42,040,570
	酒田光陵高等学校	4	50,771,219	13,034,404	75	150,195,839	56,157,754
	遊佐高等学校	4	4,199,760	3,059,741	20	15,130,095	8,376,671
計		209	742,321,932	262,339,170	1,386	3,172,768,958	1,004,276,211
農林水産部	農業大学校	3	69,427,529	9,613,709	3	69,427,529	9,613,709
商工労働観光部	産業技術短期大学校	2	14,910,524	3,853,933	2	14,910,524	3,853,933
	産業技術短期大学校庄内校	2	80,250	407,068	2	80,250	407,068
	計	7	84,418,303	13,874,710	7	84,418,303	13,874,710
合計		216	826,740,235	276,213,880	1,393	3,257,187,261	1,018,150,921

※監査調書から集計したものを。「同窓会」含む。

① 山形県公金等管理要領の制定について（平成19年10月1日付け改革第79号改革推進監通知）

改革第79号

平成19年10月1日

各課（室）長
各出先機関の長

殿

改革推進監

山形県公金等管理要領の制定について（通知）

所属で管理する公金等の適正な管理を確保するため、別添のとおり山形県公金等管理要領を制定しましたので、所属職員に周知を図るとともに、取扱いに遺憾のないようお願いいたします。

なお、今年度の公金等管理台帳にあつては、平成19年10月1日現在の状況をできるだけ速やかに作成していただきますようお願いいたします。

山形県公金等管理要領

（目的）

第1 この要領は、所属で管理する金融機関口座、現金及び金券の把握方法等について定めることにより、公金等の適正な管理を確保することを目的とする。

（対象）

第2 この要領において、「公金等」とは、所属又は所属職員が管理している金融機関口座及び現金並びに切手その他の金券であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に基づき出納局その他の県の出納機関で管理する県の歳入歳出に係るものを除く。

(1) 業務として所属で管理しているもの

(2) (1)以外で所属職員から所属職員へと引き継がれているもので、原資の全部又は一部に県費が含まれているもの

（公金等の適正な取扱い）

第3 公金等を取り扱う職員は、公金等は県民の税等又は県民が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であることを常に認識し、山形県職員倫理規程を踏まえ、山形県財務規則の規定及び公金等に係る出納局の通知、指導等を遵守し、適正な事務処理の確保に努めなければならない。

（公金等管理台帳）

第4 所属長は、所属で管理している公金等の状況について、公金等管理台帳（別記様式第1号）を毎年度作成するとともに、公金等管理台帳を自ら保管しなければならない。

2 公金等管理台帳に記載する事項に変更が生じた場合は、所属長は、速やかに公金等管理台帳を変更し、常に管理の実態と整合を図るものとする。

3 部局長等は、各所属の公金等管理台帳をとりまとめ、併せて部局の公金等管理台帳総括表（別記様式第2号）を作成するとともに、必要な場合は、公金等の管理等について指導監督を行うものとする。

（引継ぎ）

第5 所属長に異動があるときは、前任者は、管理している公金等の状況と公金等管理台帳の記載内容が一致していることを確認した後、公金等管理台帳を後任者に引き継ぐものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

～別記様式 略～

② 公金の取扱いについて（平成16年1月27日付け出総第243号出納局総務課長通知）

出 総 第 243 号
平 成16年1月27日各 課（室）長
各 公 所 長 殿

出納局総務課長

公金の取扱いについて（通知）

平成15年11月4日付け出総第170号で「公金の取扱いについて」照会したところ、下記のとおり留意すべき事項が認められましたので、適正な事務執行が図られるよう関係職員の指導についてよろしくお願ひします。

記

1 現金等の保管方法について

- (1) 出納員が現金等を領収したときは、速やかに県指定金融機関又は県指定代理金融機関に払い込むこと。
- (2) 金融機関の営業時間外に収納した現金等は、金融機関に保管依頼すること。
- (3) やむを得ず現金等を保管する場合は、必ず鍵のある堅ろうな金庫等に格納すること。

2 預金通帳、銀行届出印及びIDカードなどの保管者と保管方法について

- (1) 預金通帳、銀行届出印は、同一人が保管することのないようにするとともにそれぞれ別々の施錠可能な場所に保管すること。
- (2) 預金通帳の預入・払出の状況について、取扱者以外の者が定期的にチェックを行うこと。
- (3) 財務会計システムのIDカードは、施錠可能なキャビネット等に保管すること。

3 給料諸手当等多額の公金搬送の人員と搬送手段について

給料・諸手当等多額の公金を搬送する場合は、必ず複数の職員で実施することとし、搬送方法については、県有車、タクシー等の自動車を利用すること。

4 会計事務のチェック体制について

- (1) 会計事務の取扱いについては、定められた決裁手続きをとることとし、実質的に1人で事務処理が行われることがないようにすること。
- (2) 歳入整理表及び歳出整理表については、毎月チェックを行うこと。
- (3) 未精算一覧表及び未支出命令一覧表については、その都度チェックを行うこと。

5 県職員が会計事務に関っている諸団体の会計事務について

- (1) 収入・支出の事務取扱いについては、決裁者と出納担当者等の役割を明確化し、実質的に1人で事務処理が行われることのないようにすること。
- (2) 預金通帳、銀行届出印は、同一人が保管することのないようにするとともにそれぞれ別々の施錠可能な場所に保管すること。
- (3) 預金通帳の預入・払出の状況（内容）について、取扱者以外の者が定期的にチェックを行うこととし、預金通帳と関係帳票とを照合すること。
- (4) ファームバンキングを利用している諸団体については、ファームバンキングの操作者と振込受付書のチェック者及び銀行届出印の保管者とが同一人とならないようにすること。

【関係規則、通知等】

- * 財務規則第57条、第142条
- * 「現金の時間外保管依頼について」（昭和45年1月24日出総第265号出納長通知）
- * 「現金の事故防止について」（昭和47年11月10日出総第203号出納長通知）
- * 「公金搬送時における諸注意について」（昭和52年12月1日出総第187号出納長通知）
- * 「給料等の公金搬送時の取扱について」（昭和53年5月26日財務第67号教育委員会教育長通知）
- * 「公金搬送時における注意について」（平成2年11月17日出総第230号出納局長通知）
- * 「財務会計システムにかかる事務取扱について」（平成8年7月10日出総第82号出納局経理課長通知）
- * 財務会計システム事務処理要綱第8条に基づくIDカード取扱要領第3条

- * 「歳入整理表の確認」 会計事務の手引き49項
- * 「歳出整理表の確認」 会計事務の手引き113項

③ 公金等に係る事務の適正な執行について（平成22年4月14日付け教総第97号教育長通知）

教 総 第 97 号

平成22年4月14日

各県立学校長 殿

山形県教育委員会教育長

公金等に係る事務の適正な執行について（通知）

公金等の取扱いについては、「山形県教育委員会公金等管理要領（平成20年3月14日付け教総第1955号教育長通知）」及び「学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について（平成13年3月29日教総第1577号教育長通知）」に基づき執行されているところですが、今般、県立学校において学校徴収金の取扱いに関する不適切な事例が発生したことを踏まえ、今後の適正な執行を期するため、特に下記の点に留意のうえ、上記通知に基づく事務処理を徹底されるよう通知します。

記

1 公金等に係る管理システムの徹底

預金通帳等と印鑑を管理する者を分けるとともに、印鑑を使用する際の管理職による確認を徹底すること。併せて、校長をはじめ管理職による定期的な確認と監査の徹底を図ること。

2 諸団体会計の必要性の再検討

学校職員が金銭管理を行う必要性について再検討を行うとともに、金銭管理が必要な場合は、上記1の取扱いを徹底すること。

3 年度当初における総点検について

学校職員が管理する会計について漏れなく把握するとともに、上記1の取扱いがなされているか確認すること。また、やむを得ず現金を管理する場合は、保管の確認を徹底すること。

④ 公金等の適正な管理の実施及び山形県教育委員会公金等管理要領の一部改正について（平成23年9月9日付け教総第973号教育長通知）

教 総 第 973 号

平成23年9月9日

各県立学校長 殿

山形県教育委員会教育長

公金等の適正な管理の実施及び山形県教育委員会
公金等管理要領の一部改正について（通知）

公金等の取扱いについては、これまでも繰り返し関係通知に基づく事務処理を徹底するよう周知してきたところであるが、今般、県立高等学校における公金等実地調査を行った結果、公金等の取扱いに適切性を欠く事例が未だに見受けられること等を踏まえ、今後の公金等の適正な管理を期すため、下記の事項について確実に実施されるよう改めて通知します。

なお、県立学校における公金等の適正な管理をより実効性のあるものとする観点から、併せて山形県教育委員会公金等管理要領の一部を下記のとおり改正し、平成23年9月30日から適用することとしたので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 公金等の適正な管理の徹底

- (1) 校長等管理職による定期的な確認を徹底すること。
- (2) 預金通帳等と印鑑を管理する者を分けるとともに、印鑑を使用する際の実行確認を徹底すること。
- (3) 校長等管理職は、公金等を常に把握するとともに、公金等の一覧を職員室に掲示し可視化するなど、公金等に係る管理の役割等を明確化すること。
- (4) 決算の際は、校長等管理職が予め内容を点検するとともに、保護者等による監査が形式的なものとならないよう配慮すること。

(5) 現金は公費における取扱いに準じ、原則、学校内での保管は行わないこと。

また、やむを得ず学校内で保管する場合は、次の点に留意すること。

- ① 金額が小額なものに限ること。
- ② 保管期間は最小限とすること。
- ③ 保管方法は、「現金の事故防止について」（昭和47年11月10日付け、出総第203号出納長通知）の記1(3)に準じた扱いとすること。
- ④ 金庫は管理者が不在となる場合は必ず施錠すること。

2 山形県教育委員会公金等管理要領の一部改正

「山形県教育委員会公金等管理要領（平成20年3月14日付け、本職通知）」の一部を次のとおり改める。

第5を第6とし、第4の次に次のとおり第5を加える。

（公金等の管理状況の確認）

第5 県立学校長は、学校で保管している公金等について、毎年度9月末時点で確認を行い、公金等管理状況確認書（別記様式第4号）を作成のうえ、10末日までに教育長あてに提出するものとする。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

～別紙様式第4号 略～

附則

この要領は、平成23年9月30日から施行する。

山形県教育委員会公金等管理要領

（目的）

第1 この要領は、山形県教育委員会の各所属で管理する金融機関口座、現金及び金券の把握方法等について定めることにより、公金等の適正な管理を確保することを目的とする。

（対象）

第2 この要領において、「公金等」とは、所属又は所属教職員が管理している金融機関口座及び現金並びに切手その他の金券であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に基づき県の出納機関として管理する県の歳入歳出に係るものを除く。

- (1) 広く業務又は学校教育活動に付随して所属で管理しているもの
- (2) (1)以外で所属教職員から所属教職員へと引き継がれているもので、原資の全部又は一部に県費が含まれているもの

（公金等の適正な取扱い）

第3 公金等を取り扱う教職員は、公金等は県民の税等又は県民が教職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であることを常に認識し、山形県教育委員会職員倫理規程を踏まえ、山形県財務規則の規定及び公金等に係る県出納局の通知、指導等を遵守し、適正な事務処理の確保に努めなければならない。

（公金等管理台帳）

第4 所属長は、所属で管理している公金等の状況について、県立学校にあっては、公金等管理台帳（別記様式第1号）及び公金等管理台帳（学校徴収金及び団体徴収金）（別記様式第2号）を、県立学校以外の所属にあっては、公金等管理台帳（別記様式第1号）を毎年度作成するとともに、同台帳を保管しなければならない。

2 公金等管理台帳に記載する事項に変更が生じた場合は、所属長は、速やかに公金等管理台帳を変更し、常に管理の実態と整合を図るものとする。

3 所属長は、毎年度5末日まで公金等管理台帳の写しを教育長に提出するものとする。また、2により公金等管理台帳を変更した場合は、速やかに変更後の公金等管理台帳の写しを教育長に提出するものとする。

4 教育長は、各所属の公金等管理台帳をとりまとめ、併せて教育委員会の公金等管理台帳総括表（別記様式第3

号)を作成するとともに、必要な場合は、公金等の管理等について指導監督を行うものとする。

(公金等の管理状況の確認)

第5 県立学校長は学校で管理している公金等について、毎年度9月末時点で確認を行い、公金等管理状況確認書(別記様式第4号)を作成のうえ、10月末日までに教育長あてに提出するものとする。

(引継ぎ)

第6 所属長に異動があるときは、前任者は、管理している公金等の状況と公金等管理台帳の記載内容が一致していることを確認した後、公金等管理台帳を後任者に引き継ぐものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月30日から施行する。

～別記様式 略～

⑤ 学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について(平成13年3月29日付け教総第1577号教育長通知)

制定：平成13年3月29日教総第1577号

改正：平成16年3月22日教総第1474号

平成18年2月6日教総第1214号

平成20年3月14日教総第1957号

平成22年4月1日教総第 58号

学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について

1 徴収金の区分

学校で保護者から徴収している経費を、その徴収する目的及び誰が徴収しているのかの違いにより「学校徴収金」と「団体徴収金」の2つに区分する。

- (1) 学校徴収金 生徒の受益性が高い経費のため保護者が負担すべき性格の経費であるが、生徒全員が同一の規格の教材等が必要である又は保護者の月々の負担を平準化する等の理由により、保護者から委任を受けた範囲内において、校長の名において徴収・経理・執行しているもの。
- (2) 団体徴収金 教育活動を支援する目的で設立された団体で、かつ、保護者がその構成員となっている団体に係る経費で、当該団体の長の名において徴収されているもの。校長は、各団体から徴収事務についてのみ委任を受けている性格のもので、会計の経理・執行については、当該団体で行っているもの。

2 具体例

徴収金の呼称は学校ごとに定められており統一されたものはないが、上記1の区分により代表的なものを例示してみると、以下のとおりである。

(1) 学校徴収金

① 生徒の活動を主体とする団体の経費

生徒会費、部活動活動費、部活動団体の登録料、高体連・高文連・高産連負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金など

② 特別教育活動、学校行事等において生徒が使用する経費

修学旅行費、運動会・展覧会等経費など

③ 生徒個人の所有となる物品の一括購入経費

文房具・被服・副読本、実習用具・実習材料、卒業記念アルバムなど

④ その他、生徒の受益者負担的性格が強い経費

給食費、寄宿舎費など

※上記区分の経費を包含し、学年費と称している場合がある。

(2) 団体徴収金

① P T A会費

- ② 後援会費（教育振興費を含む。）
- ③ 部活動後援会費
- ④ その他

3 「学校徴収金」に係る事務処理の留意事項

学校徴収金は、本来保護者が必要の都度負担すべき経費を、校長が保護者から委任を受けた範囲内で一括徴収し、経理し、執行しているものであり、その事務処理の責任は委任を受けた校長にある経費である。

校長は、保護者から委任を受けた事務を適切に処理するため、次の事項に留意しなければならない。

(1) 私費負担の軽減

- ① 学校徴収金として徴収する金額は、保護者の同意を得た経費に限定することとし、必要最小限の額とすること。

また、教材費等として徴収する場合は、一括購入することが保護者の負担軽減につながる場合等に限ることとし、むやみに学校指定物品を増やさないようにすること。

- ② 学校徴収金は、生徒の受益性の高い経費を徴収するものであるから、受益の還元は限定的に捉え、徴収している経費は生徒に直接還元されるものでなければならないこと。

従って、教職員個人（教職員の各種研究会・職種別の団体を含む。）に係る経費に対して、学校徴収金会計から支援を受けることは適当でないこと。

(2) 会計処理の適正化

学校徴収金は、校長が保護者からその徴収・経理・執行を委任されている経費であることから、その会計処理について適正を期すのはもちろんのこと、保護者に対して説明責任を負う経費である。

また、学校徴収金は、県の出納機関等を経由することなく処理されることから、安易な事務処理が行われやすく事故を起こす可能性を含んでいる経費である。

校長は、下記事項に留意のうえ、適正な会計事務処理を行うようにすること。

- ① 校長等の管理職は、事務処理を担当者任せにせず、担当職員を常に指導するとともに、自ら確認すること。
- ② 同一目的の収支は、一会計として統一するよう努めること。
- ③ 各会計間の貸借は行わないこと。また、支出は、原則として、当該年度の収入をもってあてること。
- ④ 会計の事業内容及び予算については、保護者に十分説明し、議決又は承認を得ること。
- ⑤ 収支命令者と出納責任者は別人とし、相互牽制体制を確立すること。
- ⑥ 物品購入等の支払は、原則として金融機関を通して行うなど、処理記録が明確になるようにしておくこと。
- ⑦ 出納関係帳簿を整えておくとともに、決算、監査等の手続きを行い、議決又は承認を得ること。
- ⑧ 物品の購入、事業委託等の事務処理は、公費における取扱いに準じて行うこと。

4 「団体徴収金」に係る事務処理の留意事項

団体徴収金は、教育を支援する目的で設立された各種団体から、その経費徴収事務について校長が委任されている経費である。

しかし、団体によっては、学校の教職員が役員や構成員になるなど深くかかわりのあるものが多いことから、校長は、徴収事務のみならず団体徴収金会計の事務処理全般について指導しなければならない立場にある。また、校長は、団体から支援を受ける県の窓口としての立場も踏まえて団体と接しなくてはならない。

校長は、下記の事項に留意し、団体徴収金会計に係る指導を行わなければならない。

(1) 私費負担の軽減に向けた指導

団体徴収金の内容は、団体固有の活動経費に限定するよう指導するとともに、むやみに学校への支援を求めてはならないこと。

(2) 会計事務の指導

会計事務については、学校徴収金の会計処理に準じた取扱いとするように指導すること。

(3) 団体から支援を受けることができる経費の範囲

- ① 団体から支援を受けることができる経費の範囲は、それぞれの団体の活動目的に合致したもので、団体の了解を事前に得た内容と額とすること。
- ② 公費との負担区分は、「県教育委員会に所属する県立学校等における私費負担軽減並びに特別の事情を有

する場合の寄付採納について」（昭和49年2月18日付け財務第160号教育長通知。以下「私費軽減等通知」という。）によること。

- ③ 教職員個人に係る経費で支援を受けることができる範囲は、次に掲げる場合など学校教育に密接な関係のある用務で、それぞれの事例に応じ校長が適当と認めた場合に限るものとする。

(例) ・ P T A等の団体活動に参加する場合

- ・ 保護者等の意向により、予算の範囲を超えて練習試合・合宿・遠征試合等の部活動を行う場合
- ・ 卒業生を継続して指導する必要がある場合

(4) 同窓会等の記念催事へのかかわり方

- ① 同窓会等が行う何周年記念事業等の記念催事に関して、保護者に対し一律に負担を求めることのないよう指導すること。
- ② 同窓会等が保護者に対して任意の寄付を求める場合であっても、学校が寄付の窓口となることは、保護者にとっては一種の強制力を伴うこととなるため、十分注意を払う必要があること。

5 寄付を受ける場合の留意事項

(1) 寄付を受け取ることができる場合

寄付の取扱いについては、「私費軽減等通知」により取扱うこととなるが、公費で負担すべきと考えられる経費について、むやみに寄付を受け取ることのないようにすること。

(2) 寄付に係る経費徴収についての留意事項

- ① 学校徴収金会計からの寄附は、その徴収金の性格上、受け取ることができないこと。
- ② 団体徴収金会計から寄付を受け取る場合において、その寄付に係る経費が保護者から計画的に、かつ、一律に徴収されているような場合は、地方財政法上疑義が生じるので、受け取ることのないようにすること。

6 減免措置への対応

(1) 授業料等の減免措置を受けている生徒及び生活保護を受けている世帯に係る団体徴収金については、徴収しないよう指導すること。また、授業料の減免基準に相当する生徒に係る団体徴収金については、減免に配慮いただくよう指導すること。

(2) 上記(1)の減免に関し、所得額の確認等について団体から要請があった場合、確認等の事務を行うことができること。

7 その他の留意事項

(1) 入学時に入学料の負担を求めていることから、学校徴収金については、入会金的性格の経費を徴収してはならないこと。

(2) 学校徴収金は、経費の必要となる時期を的確に把握したうえで適切な年間徴収計画を立てること。また、徴収金は金融機関等に預け入れることとし、むやみに手元に現金を保管することのないようにすること。

(3) 上記(1)(2)の取扱いについて、団体徴収金についても、学校徴収金に準じた取扱いとするよう指導すること。

8 教育長への報告

毎年度、学校徴収金及び団体徴収金に係る会計については、山形県教育委員会公金等管理要領（平成20年3月14日付け教総第1955号教育長通知）の定めに従い、すべて教育長に報告すること。

9 学校への指導

教育長は、学校徴収金及び団体徴収金の取扱いについて必要があると認める場合に、学校に対し調査及び指導をおこなうものとする。

- ⑥ 県教育委員会に所属する県立学校等における私費負担軽減並びに特別の事情を有する場合の寄付採納について（昭和49年2月18日付け財務第160号教育長通知）

昭和49年2月18日財務第160号
各県立学校長・教育機関の長あて
教育長通知

県教育委員会に所属する県立学校等における私費負担軽減並びに
特別の事情を有する場合の寄付採納について

父兄負担の軽減については、公費負担の原則に基き、用地の取得、校舎等の増改築に当たっての父兄負担の解消、また、一般管理運営費についても年々増額を図るなど、積極的にこれが改善に努めてきたところであるが、今後とも一層この趣旨を推進する必要があるので、別記事項を御了知のうえ、これが運用について格段の御配慮をお願いします。

別記

第1 公費負担の基本方針について

- (1) 施設基準に定めた校地、校舎及びこれと同等と認められる必置施設・設備並びにこれに準ずる施設・設備については全額公費負担で、整備計画に基づき緊急度の高い順位で年次計画によりこれを整備する。
- (2) 設置することが望ましいと認められる施設・設備については、必要度の高いものから財政事情を勘案して公費によりこれを計画的に整備する。
- (3) 校地、校舎等基本的な施設等にかかる必要な維持管理に要する経費は、公費により予算措置を講ずる。
- (4) 一般管理運営に要する経費については、公費負担区分を明確にしてこれを公費支弁とする。

第2 私費負担の軽減措置について

- (1) 父兄、生徒自らの負担にかかる徴収金は、原則として生徒個々の受益性が高く、本来個人負担とすべき経費で必要最小限度の額とし、負担者の同意を得た額とする。
- (2) P T A、生徒会、部活動等の諸会費についても、団体固有の経費のみにとどめるよう、学校側においては積極的に指導助言を行うこと。

第3 特別な場合の寄付採納条件について

前記第1及び第2のほか、特別の事情により、次の各号の一に該当する寄付の申し出により、これを知事が受諾した場合に限り、寄付を採納することができる。

- (1) 学校同窓会、篤志家等によって行われる自発的かつ善意によるものであること。
- (2) 校地、校舎等の管理のうえから支障がないと判断されるものであること。
- (3) 教育上効果があると認められるものであること。
- (4) 基本となる管理経費以外は、県の負担に転嫁されるものでないこと。
- (5) 既に協定又は承認によって履行中のものであること。

⑦ 部活動「部費」会計事務処理基準抜粋（平成20年3月策定）

部活動「部費」会計事務処理基準抜粋（平成20年3月策定）

第2章 定期的な徴収の場合

第2節 部活動会計処理の実際

1 部費徴収関係書類の提出と承認

- (1) 顧問は「部費会計管理計画書」、「部費納入依頼書」、「年間活動計画及び予算書」を作成する。
 - (i) 「部費会計管理計画書」には、口座名、通帳管理者名、印鑑管理者名、会計監事名等を記載する。校長はこの写しにより校内の部費徴収の状況を把握する。
 - ・複数顧問の場合は、1名の顧問名で口座を開設し、通帳と印鑑は2人が分けて管理する。
 - ・顧問が1人の場合は、顧問名で口座を開設し、通帳は教頭等が保管する。
 - (ii) 「部費納入依頼書」、「年間活動計画及び予算書」は保護者に配布するもので、次のような事項を記載する。
 - (a) 部費納入依頼書
 - ①部費を徴収する理由
 - ・年間活動計画の概要と予算…(b)を裏面又は別紙印刷する。
 - ②徴収金額と納入方法
 - ③会計監事の氏名
 - ・基本的に保護者から2名程度選出する。
 - ・一般的には保護者会で選出する。保護者会が組織されていない場合は顧問が保護者2名に依頼する。

④会計決算の時期と保護者への報告の方法及び残金の処理方法等に関する次のような内容

- ・一般的には、年度末に保護者会において書面で報告すること。
- ・保護者会が組織されていない場合は、書面配布によって報告すること。
- ・単年度決算とし、残金は原則として返金すること。

ただし、年度末から次年度当初にかけての活動のために繰越金を必要とする場合が多いと思われるので、その場合はここで、1、2年生保護者への返金分から必要最小限を繰越金に充当する場合があることを明記しておく。

(b) 年間活動計画及び予算書

①年間の主な活動予定

②予算概要

- (2) 校長は「部費会計管理計画書（写し）」を保管し、各部の部費徴収の状況を把握する。
- (3) 保護者会が組織されている場合は、総会等の場において、部費徴収についての保護者会の承認を得る。

2 部費の納入

- (1) 顧問は「部費納入依頼書」を保護者に配布する。
- (2) 顧問は「領収書」「納入管理表」「出納簿」を作成し口座を開設する。
- (3) 顧問は、部費の納入を受けたら速やかに次のことを行う。
 - ・領収書の発行
 - ・出納簿への記入
 - ・口座への入金

3 経費の支出

- (1) 支出が高額な場合
(基準：5万円以上の物品購入や泊を伴う遠征等への支出の場合)
 - ①「支出伺い」を作成して校長の決裁を受ける
(できる限り複数業者から見積もりを取る)
 - ②物品購入の場合は、業者に発注し納品後支払う。
 - ・納品書、領収書を「領収書綴り」に貼付する。

領収書は日付順に通し番号を付して領収書綴りに貼付する。

出納簿にも、その番号を記し、照合を容易にする。

- ③遠征等であらかじめ現金を持参する必要がある場合は、必要経費を引き出し、顧問が十分な注意のもと管理する。
- ④支払いの都度、「出納簿」に記帳し、領収書等は「領収書綴り」に貼付する。
- (2) 支出が高額でない場合（(1)の基準外の場合)
 - ①必要予定額を引き出し、支出する。
 - ②支払いの都度、記帳し、領収書等を綴りに貼付する。
 - ③日常の部活動においては、部員の飲食料費や消耗品等に不定期に支出しなければならないことがあり、現金で管理することはやむを得ない場合もある。しかし、その場合であっても、必要最小限の現金管理とし、紛失等の事故防止に万全の注意を払うこと。
- (3) 支払期限
県費に倣い（請求書受理の日から15日以内の支払い）支払いが遅延しないこと。

4 中間期点検

顧問は、9月に「出納簿」「通帳」「支出伺い」「領収書綴り」を校長に提出し、部費の支出や管理が適正に行われているか確認を受ける。

5 収支決算書の作成と決算報告

- (1) 顧問は、年度末に部費会計を整理し、会計監事による監査を受ける。
- (2) 顧問は、部費会計収支決算書を作成し、監査報告書とともに校長に提出し、決裁を受ける。
- (3) 顧問は、保護者会総会において、部活動会計決算報告及び監事による監査報告を行い、承認を得る。
 - ・保護者会等が組織されていない場合は、書面配布をもって報告とする。

(4) 顧問は、繰越金を除き、残金を返金する。

6 帳簿類の保管及び事務引継等

(1) 顧問は部費会計処理に関する次の帳簿類を整理し保管する。

- ①部費会計管理計画書
- ②部費納入依頼書
- ③年間活動計画及び予算書
- ④支出伺い
- ⑤監査報告書
- ⑥収支決算書
- ⑦出納簿
- ⑧領収書綴り
- ⑨納入管理表
- ⑩その他必要な書類等

(2) 部費の未収金、業者への未払い金等が生じないよう留意し、生じた場合は、年度末に、出納簿の末尾に未収金、未払い金の状況を記載する。

(3) 顧問が代わった場合は、(1)の帳簿類を新顧問に引き継ぐ。

教員の異動等で新顧問に直接引き継ぐことができない場合は、一旦、教頭が預かり、次年度に新顧問に受け渡す。

⑧ 学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（平成24年5月9日付け24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知）

平成24年5月9日24文科初第187号
各都道府県教育委員会教育長・各指定都市
教育委員会教育長あて
文部科学省初等中等教育局長通知

学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び
学校における会計処理の適正化についての留意事項等につ
いて（通知）

このたび、一部の教育委員会において、高等学校の生徒に対する補習等の活動について、教員が教育委員会の許可なくPTA等の学校関係団体から報酬を受けていた事案や、学校関係団体からなされた寄附等に係る支出の項目が学校教育法第5条や地方財政法の関係規定に照らして疑義を生じさせる事案等が国会において指摘されたところ

です。ついては、下記の事項に留意して適切に対応するとともに、域内の関係市町村に対しても、この通知を周知するようお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、別添の点検・調査事項について、自らが管理する高等学校及び中等教育学校（後期課程）における状況等を点検・調査して、平成24年6月6日（水）までに、その時点での点検・調査結果を報告していただきますようお願いします。

記

1. 学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱いについての留意事項

- ① PTA等の学校関係団体が生徒の進路実現を図るために実施する補習や特別の講座等の事業について、学校や個々の教職員が協力し、生徒の学習の充実を図ることができるが、その事業の内容や実施方法が、学校の本来の教育活動として行われるべきと考えられるもの（教育課程の一部として実施しているものと見なさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別が明確でないものなど）について、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないことから適当でないこと。
- ② ①で述べたもの以外の事業についても、兼職兼業等の対象となるものについては、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条の規定に従い、所要の手続きが適切に行われる必要があること。その際、事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が、社会通念上妥当なものであるかどうかについて、適切に判断される必要があること。

③ 学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用することも考えられるが、この場合においても、学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可の手続きが適切に行われることが必要であること。

2. 学校における会計処理の適正化に係る留意事項

① 学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。

その際、同法第27条の3及び第27条の4は、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、その趣旨の徹底を図るとともに、それらの経費以外のものについても、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないこと。

また、学校教育活動として公務のために旅行命令に基づき支給される旅費（他団体主催業務等に依頼されて出張する場合に、当該団体が負担するものを除く。）や事務補助職員等の地方公共団体の職員の給与について保護者等に負担転嫁してはならないこと。

② 学校関係団体から学校に対して行われる寄附について、地方公共団体が住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収することは、地方財政法第4条の5の規定により禁止されていること。

一方、学校関係団体から学校に対して自発的な寄附（金銭・物件）を行うことは禁止されておらず、この場合には、その受納に当たって、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計処理上の適正な手続きを経ること。

③ 学校における会計について、学校関係団体の会計と明確に区分して処理するとともに、保護者等に対して学校配当予算の執行・決算等の内容をホームページや「学校便り」等を通じて、できるだけ情報公開するよう努めること。

【1. 関連】

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（営利企業等の従事規制）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

【2. 関連】

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（割当的寄附金等の禁止）

第四条の五 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

（都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の三 都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

（市町村が住民に負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定める

ものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 市町村の職員の給与に要する経費
- 二 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 （略）

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 （略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。